

令和2年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年6月16日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		報告訂正の件
第3	議案第70号	飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
第4	議案第71号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について
第5	議案第72号	財産の無償譲渡について(神岡町山田倉庫)
第6	議案第73号	財産の無償譲渡について(河合町天生器具庫)
第7	議案第74号	財産の無償譲渡について(河合町角川宮本器具庫)
第8	議案第75号	財産の無償譲渡について(河合町新名器具庫)
第9	議案第76号	財産の無償譲渡について(宮川町戸谷器具庫)
第10	議案第77号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第11	議案第78号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第12	議案第79号	飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について
第13	議案第80号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第81号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第15	議案第82号	令和2年度 飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第16		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		報告訂正の件
日程第3	議案第70号	飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第71号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について
日程第5	議案第72号	財産の無償譲渡について（神岡町山田倉庫）
日程第6	議案第73号	財産の無償譲渡について（河合町天生器具庫）
日程第7	議案第74号	財産の無償譲渡について（河合町角川宮本器具庫）
日程第8	議案第75号	財産の無償譲渡について（河合町新名器具庫）
日程第9	議案第76号	財産の無償譲渡について（宮川町戸谷器具庫）
日程第10	議案第77号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第78号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
日程第12	議案第79号	飛騨市生涯学習施設条例を廃止する等の条例について
日程第13	議案第80号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第81号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
日程第15	議案第82号	令和2年度 飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
日程第16		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水上雅廣
3番	谷口敬信
4番	上ヶ吹豊孝
5番	井端浩二
6番	澤史朗
7番	住田清美
8番	徳島純次
9番	前川文博
10番	野村勝憲
11番	籠山恵美子
12番	高原邦子
13番	葛谷寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹淳也
副市長	湯之下明宏
教育長	沖畑康子
総務部長	泉原利匡
商工観光部長	清水貢
基盤整備部長	青木孝則
市民福祉部長	藤井弘史
危機管理監	坂田治民

○職務のため出席した事務局員

議会議務局長	野村賢一
書記	赤谷真依子

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により7番、住田議員、8番、徳島議員を指名いたします。

◆日程第2 報告訂正の件

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、報告訂正の件を議題といたします。

本件につきましては、本定例会に報告のありました報告第4号、損害賠償額の決定について、6月9日付で市長より訂正の申し出がありました。訂正の申し出理由について説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

おはようございます。6月8日の開会日に報告させていただきました報告第4号、損害賠償額の決定につきまして損害賠償金内訳に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと存じます。保険金がゼロ円で一般財源が1万8,700円と報告いたしましたが、正しくは保険金が1万8,700円で一般財源がゼロ円であります。

今回の件は、消防関係の保険金がおりにないのか担当部署へ確認したところ、該当しないとの回答があり、市の総合賠償保険も確認しましたが、消防業務は該当しないとのことだったため、一般財源として報告しました。その後、消防本部が加入している消防業務賠償責任保険が消防団の活動も保険の対象となることを見落としていたことが判明し、現在請求事務を行っています。今後このようなことが起きないように十分精査してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（高原邦子）

この件は、私が初日に伺ったところでございます。そのとき消防長は、保険金がおりるということで、本来ならきょう出されたように保険金のところに1万8,700円を記入すればいいというものであったと思うんですね。ところが、きょうは来ておられませんが、財政課長がですね、消防長の発言を訂正されました。また今回、そうじゃないと、保険金はおりるんだよということになって、今回出されてきていると思うんですね。消防長は、本当に今回合併以来の大きな火災で大変だったと思います。その中で保険金から出ると。ただ書き方を間違えたというか認識が。一般財源にしておいて、また保険金から出ると。そういうところはちょっと違っていかと思うんですが、問題は、財政課長がですね、それを否定されました。それで、私3月議会のときにですね、一般質問で、あれは選挙の事務のところ、隣のエリアと違うことを言っているのはおかしいじゃないかと。やはり意思疎通をしっかりと図っていただいたいというようなことを質問しましたら、これからはちゃんと意思疎通を図っていくということなんですね。今回、本当に意思疎通が図られたのか。お答えしていただきたいのは、こういった出されてくる議案、責任はどこにあるのかということです。今回の場合は、消防署が全責任を負うのか、それとも総務がそれをちゃんとチェックして最終的に議会のほうに出してくるのか。そのへんはどのように考えられているのかお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の件は、先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、総務のほうで消防関係部署のほうに保険金がおらないかという確認を一回いたしました。そしたら保険金の該当はしないというような答弁でございましたので、議案として総務でそれをチェックし、提出させていただいたということでございます。その後、議会でその発言したところを消防本部のほうで聞いておまして、再度確認したところ、保険の対象になるということで、消防本部が加入している消防業務賠償責任保険でございますけれども、これは、救急救命士等が事故があったときの保険のことだということを本部のほうでは思っていたようでございますけれども、その中に消防団業務も該当するというような項目があったということでございまして、それを後ほど聞いたものですから、今回の訂正になったというような経緯でございます。それで保険のこと自体の確認は、やはり消防本部でないとできないものですから、そこでしっかり確認していただきたかったと思っておりますが、議案としてあげたのは総務でございますので、総務にも責任があるというふうに考えております。

○12番（高原邦子）

そうしますと、これから先はいろんな議案出されてきてもしっかりと各部と意思疎通を図っていただいて、今回のことのようにですね、総務の泉原部長の話聞けば、総務

は保険ではないと言われたので、こういう処理をしたということ、うなずけますけれど、ただ消防長と財政課長の話は違っていましたよね。あそこなんですよ、私が言いたいの。ちゃんと意思疎通が図られているのかと。議案出す前にですね、担当部長とかとして、しっかりこれからは話し合いをもって、たかだか一般財源か保険金かなんて思わずにさせていただきたいと思うんですね。やっぱひとつひとつだと思うんです。そのことを3月に私は言ったつもりなんです、これから9月とか一応つき合わせとかいろんなこと、例えば質問が出たときの想定問答集ではありませんけれども、いろいろチェックをしていくというふうにお約束していただけるのでしょうか、いかがですか、泉原部長。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

昨年の9月議会だったと思うんですけど、手数料、使用料の数字が誤っていたということで、条例等の数値のチェックとかの体制とかは、新たなチェックをするような方向に変更させていただいております。また、今おっしゃったような各部どうしのチェックといたしますか、意思疎通もこれからはっきりさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、質疑を終結し、報告訂正の件を終わります。

◆日程第3 議案第70号 飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

から

日程第15 議案第82号 飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

日程第16 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして、日程第3、議案第70号、飛騨市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第15、議案第82号、令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）までの13案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

13案件の質疑とあわせて、これより日程第16、一般質問を行います。それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、今回私はですね、飛騨市のコロナ対策、これにテーマを1つに絞りまして、市の丁寧な答弁をいただきたいなと思っています。よろしく願いします。

まず、今後の飛騨市のコロナ対策と市民への支援の具体化について。このテーマにつきまして5つ質問をいたします。

まず、1つ目、非正規の雇用したパート・アルバイトなどの生活支援。これについて伺います。コロナ禍のこの3カ月間、国の対応は目まぐるしく変遷いたしました。そんな中でも被害の大きい飲食業などへのさまざまな支援策が打ち出されています。飛騨市も例外ではありませんが、いまだ先が見えないのが、休業している勤め先から解雇あるいは雇い止めされた雇用者としての、勤め人としての市民の生活です。もう年末まで待てないとの悲痛な声も寄せられています。この機会に市は思い切った給付型の生活支援策を打ち出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目には、国の持続化給付金は前年度の売上げの50パーセントを超えた減収が条件です。それに満たない事業者や中小企業は対象になりません。しかし、現実には売上げが3割減になったら相当経営は苦しいというのが、生業の定説ですし、個人事業の方々も同様に胸の内を明らかにしております。これも今こそ市独自の給付支援、これを急ぐときではないでしょうか。また県の協力金の対象の条件はさらに厳しく、しかも既に5月20日で申請が締め切られてしまい、次はないというのが現状です。県の協力金の対象にならない事業者などへも給付の支援を求めたいと思います。これも市のお考えを伺います。

3つ目に指定管理者の問題です。指定管理施設への再開に向けた財政保障と支援をとということです。指定管理施設のうち、人を呼び込む宿泊施設や温泉施設の減収は9割と大変なものです。しかも民間業と違い国や県の給付制度の対象には全くなりません。とくに宿泊施設は一朝一夕に客は戻ってきません。県をまたぐ人の移動も岐阜・愛知・三重の3県の間と限定されています。運営は民間でやっているのに指定管理施設だからと別扱いで使えるのは雇用調整助成金くらいだそうです。持続化給付金も県の感染防止協力金の対象にもならないんです。ならば、施設そのものは市の行政財産なのでから再開のための準備金等、市が全面的な財政措置をとり、運営が軌道にのるような行政指導すべきではないでしょうか。国からの地方創生臨時交付金が内示を受けたようですから有効に使って再生復興にご尽力くださるようお願いいたします。市の考えをお聞きします。

4つ目には、地域の医療を守るため医療機関への減収補填の支援をとということで伺います。この市中の医療機関もコロナ対策で大変苦勞されております。外来を予約制にして3密を防止することによる受診抑制は、診療報酬の減収に直結して医療経営を圧迫しています。今後、コロナ後の地域医療を考えたとき、また第2波・第3波のコロナ感染を想定したときに医療機関の安定経営は不可欠です。

むしろ、拡充しなければなりません。県は医療機関を協力金の対象外とし、他の支援もありません。国も第2次補正でしっかりやるというだけで具体策は何ら提示されません。ここはとにかく市が先行して手当をはじめることが賢明だと考えます。ぜひ市独自で支援策を打ち出してくださいようお願いいたします。

5つ目に未曾有のコロナ災害の一部始終を記録に残し後世へということは何いします。この未曾有の感染症災害において、国は、専門家会議の議事録をとっていないとして国民の大きな怒りを買っています。それに比べ飛騨市は、これまで対策本部からきめ細かいデータ報告があり、とりあえず安堵しています。いつ収束するかわからない特殊な災害ですが、必ず飛騨市の歴史に残る事例となるのは明らかです。同時に気候変動により今後も同じような災害が発生する可能性は否定できません。その際の対策の手がかりとして、また時期を見てしっかり検証するために議事録を保存するのは大変重要だと考えます。この未曾有の一部始終と対策を議事録としてしっかり残し、後世に伝える資料として保存するよう願います。以上、5つの質問をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

都竹市長。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、私から1点目と2点目、2点につきましてのご答弁を申し上げたいと思います。まず、1点目でございますが、非正規雇用者に対する給付型の生活支援をというご要望でございます。市では、毎週生活相談窓口の相談内容の共有からさまざまな事項につきまして、例えば事業所へのヒアリング等を実施しておりまして、それを本部で共有しながら現場の状況把握をしているということでございます。

現時点の状況でございますが、直近の状況でありますけれども、とくに高山市の旅館・ホテルの宿泊・宴会需要が減少したことによりまして、その宿泊施設等で働いておられるパート労働者の方の生活が大変厳しい状況になっているということ把握しております。また、6月に入りまして、これで2週間ほどですが、タクシーや飲食・宿泊が動き始めてはいるものの、完全回復にはほど遠い状況ということも承知しているところでございます。こうした中で、市の生活支援策ということなんですが、一律の給付型の支援ではなくて、ほかの支援策で手当をしていくという方向性を今までとってきたということでございまして、事実上の給付制度である返済免除付生活資金貸付の創設、また市の直接雇用、それからみんなで仕事づくり応援パッケージ事業による雇用の創出という対策を進めてきたということでございます。これが県内でも最も早い取り組みでございますし、こうした雇用創出というのは、ほとんどの自治体がやっていないわけでありまして、特色がある政策としてメディア等にも取り上げられていただいているような状況でございます。実績でございますけれども、貸付は、15日現在、25名の方に715万円貸し付けているということで、困窮状態にある方は、そのまま給付になる見通しの高いという状況でございます。また、雇用創出につきましては、延べ25名の方に仕事を提供いたしまして、当然、これを生活の支えとしていただいているということでございます。ご提案の給付型の政策という考え方ももちろんあるわけではありますけれ

ども、私自身は即日に近いかたちで短期間で貸付行って、生活費を確保していただきつつ、働くことで生きがいを持って生活していただく。その中で生活を維持していただくことが重要であるところまで考えてきたところでございます。先日、ある市民の方にお目にかかったのですが、高山のホテルでパートをされている方でしたが、大幅に仕事が減って会社からは休業手当がもらえているということをおっしゃっておられましたけれども、とにかく仕事がほしいと。いくら手当をもらっても、家でじっとしていたら金も使うし、何よりも自分がだめになってしまうというようなことをおっしゃっておられまして、恐らくこれが偽らざる生活者の声ではないかというように感じたところでございます。もちろん市としてこれらの打っている政策で十分であると認識して考えていないわけでありまして、継続した求人情報の提供、就職のあっせんということをしてしながら必要な対策があれば迅速に対応していきたいと思っておりますし、そうした中で市民生活を支援ということに努めていきたいと思っております。

それから2点目でございますけれども、事業者に対する給付の支援ということのご要望でございます。事業者に対する支援策といたしましては、国の持続化給付金のほかに休業に協力したお店等に対する県からの協力金ということがあるわけでありまして、売り上げの減少幅がやや足らなかつたり、生活必需品関連業種などで、休業要請の対象にならなかった事業者があることも承知しております。

とくにこの国の持続化給付金でありますけれども、休業要請期間中に認められていたテイクアウトなんかをされた飲食店におきまして、結果として努力をした分、基準を上回って持続化給付金の対象にならなかったというお店があることも承知しております。そうした声も伺っております。ただ、これらに対して仮に給付を行うにいたしましても、何らかの基準を設けなければいけませんから、結局はどこかで線を引けば対象になるところ、ならないところ出てくるということでありますので、市としてはむしろ厳しい中でもできるだけ消費を喚起して、そして事業者の自らの工夫も促して、少しでも日銭を稼いでもらえるようにすると。そして売り上げを伸ばしていただくという対策が一番効果的ではないかと。そしてそれがお店のみならず、当然お店があれば仕入れをする業者もあるわけでありまして、仕入れ業者も含めた市内経済全体を回していくということに資するのではないかと。こうした考えでの対策をとってきたところでございます。具体的に申し上げますと、がんばれプレミアム商品券、そしてプレミアム食事券というのはそうでございますし、新型コロナウイルス対応の販売促進事業、また、アクリル板等の環境整備事業、こうしたことがそれに該当するわけでございまして、これもいち早く県内でもですね、本当に早く取り組んできたというご評価を賜っております。また、感染防止策を徹底してがんばる事業者に対して、安心安全宣言事業者の応援事業というようなことも実施しております。これもご評価賜っているところでございます。ただ、その中でも経済の回復に遅れる事業者が必ず出てくると。その際は、次の対策を考えなければいけないということは、今までも申し上げてきたところでございますが、こ

の直近のヒアリング状況によりますと、6月に入りまして、先ほど申し上げましたように市内経済が少しずつ動きを取り戻しつつあるわけではありますが、今それに遅れてきている業種というのがバス事業者ですね、それから宴会需要を取り込む仕出し屋さん、それから酒の小売店、このあたりは、先行きの見通しが立たない状況が続いているという状況で、現在、次の対策の検討を始めているところでございます。もちろん国におきましても、第2次補正で、家賃支援等、新しい対策を打ち出していただいておりますので、それを十分に活用していただけるように支援してまいりたいと考えているわけでありまして、今後、新型コロナウイルス感染拡大の第2波・第3波ということも予想されますし、その際にはいよいよ給付型の支援というのが必要になる場合も出てくるというふうに思いますので、そうしたことも見据えつつ、まずは今少し遅れている事業者に対する支援を考えつつ、また、今後の感染の動向を見ながら給付型の支援も含めあわせて施策のあり方を検討していきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

次に、私からは3点目の指定管理施設への再開に向けた財政補償と支援に関するお尋ねについてお答えをいたします。

元来、指定管理料は、その施設の運営に係る収支の過不足を基準として算定を行うものでございますが、各指定管理者との間で締結している基本協定書には、今般のコロナ禍による影響等、不可抗力に伴う収入の減少や費用の増加につきましては、合理性の認められる範囲で市が負担する旨の協議を行うことが定められております。

現時点においては、コロナ禍に伴う影響額の全体を把握することが困難であることから、ひとまず昨年度の1月から3月の影響分について、平年ベースとの比較を行い、不可抗力の判定を行ったうえで、指定管理料による補填額を算定することとしておりますが、本年度、4月以降の影響額につきましても、全体像が明らかになった時点において、同様の考え方に基づく一定の補填を行ってまいります。

したがいまして、各指定管理者に対しては、当面、民間施設と同様に対象となる持続化給付金や雇用調整助成金等の活用、融資による資金繰りをお願いしたうえで、最終的に生じた損失分につきましては、市費による補填を行うことで、公の施設の安定的な経営を維持してまいります。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、4点目の地域の医療を守るため、医療機関へ減収補填の支援についてお答えさせていただきます。

市内の医療機関でも、新型コロナウイルスの影響により患者の減少が大きいことをお聞きし、5月下旬に市内の医療機関へアンケート調査を行いました。結果は、すべての医療機関で減収という状況でした。

その主な要因は、感染を心配して受診を控える方が多いことをはじめ、慢性疾患者が薬の長期処方を希望、休園・休校により子どもによくある流行性の風邪などの受診がほとんどないこと、急がない検査の延期などです。一方、感染防護用品の調達などで経費がかさむなどを挙げておられました。このほか第2波やこの秋のインフルエンザ対応にコロナ対応が重なることを憂慮する声や、オンライン診療を始めたいとする医療機関もありました。

行政への要望としましては、感染防護用品の費用負担を支援してほしいとするものが複数ありました。これまでも、市として3月上旬から4回にわたり医療用のマスク、1万3,801枚、アルコール消毒液、145リットルを配布支援してまいりましたが、さらなるご要望があったことから、感染防護用品等の購入を支援する必要があると判断し、医師会・歯科医師会へ感染防護用品の購入を支援する補助金の補正予算をあす追加上程する準備を進めています。

また、感染防護用品を購入したいが在庫が無いなど手に入らないとの声もあったことから、市で得ている購入可能な事業者や購入できるタイミング等の情報を医師会・歯科医師会に提供し、各医療機関で必要なものが円滑に購入できるような支援も同時に行いたいと考えています。

なお、減収への対応の一つでもある国の持続化給付金については、市内医療機関も対象になるものの、現時点で申請されているところはないと承知しておりますが、今後条件を満たす場合には、申請を進めていただくよう、お声がけしてまいりたいと思います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

対策本部の議事録の作成についてお答えをいたします。飛騨市新型コロナ対策本部会議の議事録についてですが、2月27日の第1回目の会議から最新の対策会議において、議事録は、会議ごとに作成し、その日のうちに市公式ホームページで公表しております。

なお、最終的に感染が全国的に収束した折には、こうした記録を含めて経過や対策内容、成果等をまとめ、今後、同様の感染症の流行があった場合の参考にできるようにしたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○11番（籠山恵美子）

1つずつ、つめていきたいと思います。1番目の問題ですけれども、この3月議会のときにやはりコロナ対策について市長ともここでやりとりをしました。あのときにはまだ3月11日でしたから緊急事態宣言の前ですし、とにかく「備えあれば憂いなし」という思いでかなり前のめりの質問も私もしたかもしれません。ですけれど、そのときの市長の答弁でも、とにかく優先順位をつけるんだということでした。一番経済的な打撃の多い宿泊、飲食をまず手がけると。その支援を手がけるということでした。その後で徐々にやっていくと。それで財源については、こういうときのために財政調整基金があるので、それを有効に使いながら思い切った策を講じていきたいというのが3月の時点での市長の答弁でした。実はですね、こういうご商売の方々、生業の方々への支援は、随分進んできて、それなりの現在、道筋はついてきたのかなと。かなりご本人の方々は、ご苦労されていると思いますけれども、道筋はついてきたのかなと思います。それで、私はですね、基本的なその市民の生活基盤はどうなったのかということが気になりまして、私たち日本共産党はですね、5月の中旬に商店街を中心に古川と神岡を抽出して、2,700枚アンケート用紙を配って、それにご協力していただきました。その回答がいっぱい寄せられておりますので、一部ぜひ紹介したいと思います。そのアンケートの回答の中にはですね、この市民の生の声をぜひ市へ届けてくださいという回答もあったものですから、一部紹介させていただきます。まず、「3月中旬から5月にかけて、地元以外のお客様がストップ、ゼロですので、こんなことは、ことしいっぱい続いたらお手上げです。1回限りの給付ではなく、そのときの状況に合わせて、2回、3回と助け舟を出してほしい。何はともあれ、国も県も市も早く、早く、早く、助けてください」、こういうのがありました。また、「3月末からパートで働く日にちも減り、4月は3日しか仕事がなく、5月中は会社から連絡もなく、自宅待機の状態。休業補償もあるのかわからず、生活が成り立たなく困っています」、「市長のまず仕事をつくる景気喚起もわかるが、社会も今自分を守ることで精一杯。ましてパート、一人暮らし、母子家庭の人たちの生活は国の10万円だけでは大変です。景気喚起もいいが、もっと困っている人のための給付を考えてほしい」、こういうのもありました。「コロナで仕事は休みなのに自動車税、市県民税ほか税金の振り込み用紙は届く。収入がないのに払えない。年金・税金の免除お願いしたいです」、そして、「準社員でもともと週休2日だったのが、コロナでさらに2日休むように言われ、週3日しか働けない。高校生の子どもがおり、お金がかかる。パートの収入で、さらに2割減は厳しく、先行き不安」、こういうのもありました。これ、一部なんです。これが今、飛騨市民の方々の多く、ご商売の方もいますけれども、お勤めの方々の今の日常の苦しみですね。こういうことになると、この方たちを支援するということになると、飲食業あるいは宿泊業の方々には生業支援ということになりますけれども、やはり生活支援ということになると、生活の糧をどうやっ

て現金で手に入れるのかといったら、やはり給付型でないとなかなかこれは救済にならないと思うんですね。市長は3月の議会のときの答弁では、段階を追っていくんだということでしたので、この3カ月経った今からが本当に大事だ、そういう感じがします。融資や税金の猶予だけでは、もうこういう市民の暮らしは成り立たない。これは現実になっているんです。いつまで、どういうふうに次の給付型の手当を、支援を、手を打つか、今どのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

たしかに今おっしゃったような状況、5月の上旬とおっしゃったかと思いますが、そのような状況だったと思います。これまでコロナの状況というのは、日々、時々刻々と変化していて、1つの大きな変わり目が5月の連休明け、一旦緊急事態宣言は、5月の連休まででしたから休業要請もあの時点まででありました。その後、少し、つまり協力金の対象期間がですね、対象にならなくなったときに世の中が少し動き始めました。あそこが1つの節目でした。その次は、5月14日の緊急事態宣言解除です。これから後になりますと、少し世の中また動き始めました。その次が6月1日です。6月1日からは、結構大きくわっと動き始めて、この後、6月19日だと思います。全国の往来が解除され、6月19日。段階を追っているいろいろ変わってきています。事業者の方々の対応も、実は、その5月のあたまと5月中旬、下旬と全然違うんです。事業者の方々は、持続化給付金の支給がですね、このへんから始まる。それから県の休業協力金の対策が始まりますので、実は、ある種の危機感というのはちょっと薄らいだというのがですね、この時期に明らかに見てとれました。とくに持続化給付金も休業協力金もですね、利益ベースで考えると、数カ月以上の利益になりますので、それでですね、少しばたっ止まったところもありました。たしかにただそのときにおっしゃるように生活者の問題、ここはですね、休業あるいはパートの縮減というのは続いておりましたので、その時点でその休業補償が、休業手当があるところとないところがくっきり分かれて出てきたというふうに私たちは捉えております。なぜそれがわかったかということ、生活相談をずっと受けている中で、明らかにこれは休業手当の対象になっていないという方がたくさん出てきて、一時期ぐっと数が増えてまいりました。その人たちに対しての対策というのが、これが本当の実じゃないか。ここが対策を打つべき対象じゃないかというふうに我々捉えて、そこを見ながらやってきたという流れがございます。それで、先ほど申し上げましたように返済免除型の貸付、これ結構たくさん先ほど申し上げたようにご利用になっています。恐らくこの部分でカバーがされてきた。そして、特別定額給付金の10万円が結構飛驒市、早期に振り込みいたしましたので、これも一息ついたかたちになっているという状況ではないかというふうに見ております。そうすると、その効果がいつごろまで続くのかということになってきまして、これが恐らくですね、今あたりだと。6月

中旬・下旬だろうというふうに見ています。そこに仕事動き始めるのがついてくるのかについてこないのかによって、6月下旬から7月の状況が変わると、このように見ておりまして、それは先ほど言いましたように、生活相談の中を聞きながらいけば、ある程度動向が把握できるということでもあります。

それで、給付でしかないのかという話になるんですが、給付をするということはある程度対象者に一律給付をすることになります。そうすると、どこをその対象にするかということなんですね。どういうふうにして所得が減った人、収入が減った人をどこでとめて、どう給付するかというのは非常に実はこれは難しい問題です。一律給付をするというのは、私は決していいことではないというふうに思っておりまして、やはりきちっと見定めて必要な方に給付をすることだろうと思いますし、それは、もしひっ迫された方、既にある程度相談に来ておられるはずですし、その呼びかけを積極的に行っています。なので、その様子を見ながら、それが非常に大きな範囲になってくるというような状況であれば、そのときには考えていかなきゃいけないということですが、今現在も事実上、所得の少ない方に対しては、事実上給付制度になっておりますので、これをですね、見ながら次、拡充するかどうか見極めていく。それは、世の中の変化の度合いを見ながら考えていくというようなことを考えているということでございます。

○11番（籠山恵美子）

最初に答弁いただいたときに返済免除付貸付制度、これは25人、715万円。これが、もしかしたら実質返済なしの給付型になるのではないかとおっしゃいましたね。こういうかたちでのやり方も当然あるでしょうし、先ほどおっしゃったように働く生きがいをお支えする。それもそれでいいことだと思います。ですけれど、先ほどアンケートの回答で紹介したように働いてはいるけれども生活ができないという人たちですね、収入が減ってしまっただけで、それから働きたくても働けない人。週3日働いて、あとをほかのところでダブルワーク・トリプルワークするのかといたらなかなかそれも女性の場合は大変です。ですから、そういう方々も実際に給付型があったら随分手をあげる人がいるんじゃないかなと思うんですね。実際に全国的にもですね、6月には大変な状態になるだろうと言われております。6月危機と呼ばれているんですね。中小規模事業者の倒産や廃業が広がるであろうと。ですから、少しずつ遅れ遅れでやっぱり被害も大きくなっていく。実際にこういうような状態も出てくるんだらうということですから、どんな商売に関係なく、飛騨市民が生活できる、安心して孫の面倒をみれる、子どもの教育にちゃんとお金が出せる、そういう状態にしてやるということはとても大事なことで、そのために国はですね、今、臨時交付金を出しているわけですね。内示されているということですので、これは引き続きその給付型をどこで決断されるのか。そのタイミングですけれども、これは諦めずにやっていただきたいと思います。

それから一律給付はやらないと、問題であるとおっしゃったんですかね。一律給付ということと言いますと、臨時交付金を財源にしたソフト事業というのは、いろんなこと

が市独自でできるということになっていますね。ですから中には、一人暮らしの学生に5万円一律給付する。あるいは、飛騨はこれから農業が盛んになってくるんですけれども、農業者にもやはり被害が起きてくるだろう。ものが売れない。商売が喚起されてなければですね。ですからそういう農業生産者への給付金事業、これも一律の給付として具体化する。これ群馬県の前橋市です。それから水道料金の免除ですね。これも市民にとってみれば一律の給付ですよ。そういうような税金の免除が安心して手元から出ていくお金を減らすことができる。それを安心した給付型の政策になるだろうと思うんですね。ですからそのへんは、引き続きまたやっていただきたいので、これからも言い続けたいと思います。

2つ目の持続化給付金のことなんですけれども、国は持続化給付金の事業委託丸投げ問題とか補正予算の莫大な10兆円予備費問題で本当にガタガタしていて情けないと思います。国民皆が苦しんでいるときに委託費の中抜きをしようなど決して許されるものではありません。でも、飛騨市民はですね、そういう情けないニュースを毎日毎日、目にして、耳にしているんですね。ですから、そういうニュースを見ながら本当にさらに肩を落とす、そういう毎日だろうと思います。そういうことは広がって飛騨市がどれだけ市民を思い、市民に誠実であるかどうかコロナ対策で試されているわけですね。ですから、この3カ月は、ある程度市も市民の経済的体力をあてにして、そして頼りにしながら食べてもらう、あるいは買ってもらう。こういうキャンペーンができたのかもしれませんが、多くの市民がもう限界、自分のことで精一杯と訴えているんですね。小規模企業の経営者もどの給付金の対象にもなれず、生首を真綿で締められているようだと言っております。こういう人は市民の方々にもっともっと手厚い給付型の支援をということを望まずにいられないんですね。ですから、この6月が過ぎて7月にまた大きな動きが被害が出てくるかもしれませんけれども、もう年内もたないという市民に対して、いつ給付型の支援になるかわからないというのは、やはり行政の責任としてはいかなものかと思います。いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

役所の政策というのは、制度設計をする際に対象者がどのくらいいるか、どのくらいの幅でどのくらいの対象者の数でどういう広がりを見せているのかということを見極めるということに一番苦勞するわけです。今の議員の調べられた声も重々承知するわけですが、では、どのくらいそういう方がおられるんだと。これをですね、見極めるということがどうしても政策をつくる場合には必要になるということなんです。これは逆に、もしこの後お答えいただければ大変ありがたいんですけども、何人くらい、何割くらいおみえだというふうに想定しておられるのか。やはり政策提案をしていただく際にそれは非常に大事なことはないかというふうに思います。私たちですね、今回コロ

ナ対策を打つ際に国勢調査の就業者数というものの分析を結構早い段階でして、それを頭におきながらやってきました。飛騨市の場合、飲食・宿泊それから小売・卸売それから生活関連サービス・娯楽、このあたりの職種で、つまりコロナで一番影響を受けている就業者というのが大体二十数パーセントです。もちろん製造業の中でも土産品関連の製造業ですとかで打撃を受けているところもあります。酒とかの製造業のところもそうです。逆にサービス業で影響を受けていないところがありますから、そのトレードオフを考えると恐らく2割程度であろうというふうに想像されると。特別定額給付金の10万円が出たときになぜあんなに早いスピードでプレミアム商品券を考えたかという、8割の人はそんなに大きな収入減に見舞われていないんじゃないかという仮説があったからです。それをどうやって2割の人たちのために中で互助の関係で使い合っていたかというのが飛騨市として大事だ。それは、当時既に小売業に幅広く影響が出始めてきておりましたから、そこに対する支援になるんだという考え方の中で、それを打ったとこういうことです。そうすると、今の2割の中でどういいう苦しい声があるのかということはずっと定点ヒアリングで聞いているわけですね。さらに生活者レベルで何が出てくるかということ窓口を設け、また呼びかけ、そして、「どうぞ相談に来てください」ということを何度も言いながら、その中で見ている。その中で一律給付をするという段階では決してないのではないかとというのが我々の判断なんです。ですので、非常に全体の給付というのは喜ばれます。お金をもらって喜ばない人はいないので大変喜ばれます。けれど、それはやはり政策のあり方、考え方として必要な人をしっかり見極めて、論理的に考えて打つべきではないかというふうに我々は考えているので、そういった考えの中で現在の施策をやっている。ただ、これが先ほど繰り返し申し上げますようにもっと幅が広がってきた際には、これはやはりしっかり給付をしていかなきゃいけない。それを見極めるためにずっとヒアリングと現場調査を繰り返しているんだとこういうことでございます。

○11番（籠山恵美子）

私もあれですよ、市の職員ではないので、いちいち行政の仕事をしていけば、もっというんな統計に注目して、そういう数も出せればと思いますけれども、ただ二十数パーセントの方だけが苦しいという実感は私はないですね。もっと多いと思います。というのは、実際にこの間ですね、手持ちの月々入るお金が変わらないのは、年金者、それから公務員、それから私たち議員じゃないでしょうか。後は何らかの影響を受けているんですね。もちろん半分に減ったとかという極端なものでもなくともですよ。しかも、年金暮らしのお年寄りでもアンケートにもありましたけれども、孫を預かっていて本当に大変だと。日中息苦しいし、余分なお金も出ていくと。そういう年金暮らしの方たちでもまた別の大変さがあるんですね、休業によって。ですから学校の子どもの様子を見ている、飛騨市は対象者が少なくてもあれなんですけれども、要保護児童が何人いるかによってその世帯は困っている家庭だということがわかるわけですし、探りようによっ

てはいろんな数字が出てくると思いまして、私はもっと半分以上の方がこのコロナで苦しんでいるのではないかという感じがしてなりません。私も独自にいろいろ調べていきたいと思います。

3つ目に移ります。指定管理の問題ですけれども、協定書の不可抗力の話が出ました。私もですね、協定書、それから各指定管理施設の管理運営業務報告書というのを平成28年、平成29年、平成30年の3年間の資料を取り寄せまして、これを見ているんですけれども、たしかに不可抗力によって発生した費用の負担ということが書いてあります。それプラス仕様書の中にですね、リスク分担というのがありますね。このリスク分担というのがわかりやすいんですけれども、管理運営上の事業の中止あるいは延期、このリスクはどうなるのかというと市の責任による中止や遅延はリスクは市が負うと書いてあります。指定管理者の責任による中止や遅延は指定管理者のリスクと。これだけではないんです、コロナは災害ですから災害等による事業の中止、これが行われたとき、このリスクを負うのは飛騨市なんですね。それが不可抗力の内容と相まって指定管理施設の休業による要するに休業せざるを得ない状態になっているわけですね。例えば古川町のホテル季古里などというのは、インバウンドで客を入れているわけですから、外国人が入って来れませんから、ましてや3県以外の他県からの移動もだめなわけですから、当然仕事にならないので休業する。そういう不可抗力によって発生した費用の負担というのをそのリスクは市が持つんだということになれば、先ほど部長がおっしゃいましたけれども、これから補填を算定するということでしたが、次にまたスタートする、再開するには、相当のエネルギーと相当の準備する費用がいると思います。そういうのもしっかりと算定していただきたいと思いますし、それから県に私、問い合わせをしたんですね。県の感染防止協力金になぜ指定管理施設は対象にならないんだとお聞きしました。そうしたら行政財産なので、県は県の指定管理施設の面倒をみます。各市町村は市町村さんが責任を持って面倒をみていただくことになりましてという説明だったんですね。という県のそういう説明からしても、やはり指定管理施設はほっとくわけにいかないですね。いっぱいありますし、神岡町にもありますし、河合町にも観光関係施設がですね。これは立ち上がっていくには、相当の市の尽力がないと難しいと思います。このリスク分担ですけれども、これによって指定管理料で補填するといっても指定管理料は観光施設は指定管理料あてないというなんかそういう取り決めがありましたね。そういう施設なんかはこれからどうするんですか。指定管理料を特別にあてて再開の準備金にしてくださいとこういうふうなやり方をするわけですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

先ほどホテル季古里の件が出ましたけれども、ホテル季古里では、この1月から3月、コロナによる宿泊キャンセルが714名、それに伴います売り上げ減が860万円相当

というようなことが出ております。ただ、ホテル季古里は、指定管理料としてはゼロでございます。指定管理料のゼロの観光施設は、飲食の味処古川もそうでございますが、それ以外につきましては、指定管理料は相当額出ておりますので、そういったようなものも含めて全体の中で交渉していきたいということを考えております。

○11番（籠山恵美子）

指定管理料がゼロというところは、もうそれなりに経営努力をされて、少しでも黒字にして自力でやっている施設だと思うんですね。そういうところが今大変な目にあっているということは、やはり人件費にも絡んでくると思うんですね。人件費の補助というのは、指定管理施設に対してどう考えられておられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

人件費につきましても指定管理料の中でみておりますので、考えていきたいと思っております。ただ今雇用調整助成金、国の助成金がもらえる部分につきましては、もらえる部分についてはもらってくださいということを指定管理者のほうにお願いをしておりますので、それぞれ申請をしてお願いをしているところでございます。

○11番（籠山恵美子）

県の協力金のことですね。これもガイドラインというかマニュアルをホームページからとって見てみました。Q&Aもあるんですよ。例えば、指定管理施設は対象になりますかとかいろいろあるんですね。それから宿泊、「ホテルや旅館は対象になりますか」と。「休業要請に応じたら対象になります」とアンサーしているんですけども、その先にいくと、結局面積で規制されてしまって、その宴会室が1,000平米、330坪ですよ。それぐらい以上の広さがなければ対象にならないとそこで切られてしまうんですよ。330坪の宴会場を持つなんて私は、グランドホテル並みのところしかないんじゃないかと思うんですね。1,000平方メートル以下の宴会場を持つホテル・旅館は対象外だっとなってるとですよ。ですから飛騨市の中に指定管理施設の中に対象になる面積を持つ施設はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

対象となる面積をもつ施設はないと思います。

○11番（籠山恵美子）

ということなので、本当に施設の中で働いている方々は苦しいなど。けさも指定管理施設の方からお電話がありまして、やりとりをしましたけれども、指定管理制度の中身もやはり市としてもだんだん考え方を変えていく、あるいは認識を変えていくという時代なのかもしれませんね。かつては指定管理を受けているのはいいじゃないかと、市の

施設をただで使わせてもらって儲ければいいんだからというような論調があって、まちの中の民間業の方と何となく対立してしまうような構図もありましたけれども、今、例えば指定管理施設が若い人の飛騨市内の若い人たちの働く場になっている。こういう利点もあるんですよね。ですから、そういうことを若い人がよそへ行ってしまっただけじゃなくて、指定管理施設のような補助金をもらって建てた立派な建物ですよ。若い人たちに十分にそこで働いてもらって、誘客を進め、そして観光振興してもらってまちづくりをする。そういうような役割を指定管理施設にもできるわけですから、ぜひそのことも考えてぜひすべての指定管理施設がうまく再開できるようにお願いしたいと思います。

4番目の医療機関への支援ですけれども、これもアンケートをとってくださったという事で良かったと思います。やはり減収ですからそれを何とかいいかたちで補填できれば一番いいと思います。私も内科と歯科にかかりつけ医がいますので、先生たちにお話を伺ってきましたけれども、「やはり大変だけれどもがんばらなくちゃいけないね」という声でした。それに医療機関ですから、とくにこういう防護体制を本当にきちっとするわけですね。その経費というのは結構大変なんですよ。その3密を防ぐために普通の商店なんかよりももっと広く患者さんの待合室を広くとって。私、内科に行ったときは予約制になっていましたから、コロナ対策で。行ったら、たった1人でしたよ、その時間に行ったのは。今までぎゅうぎゅうづめだった待合室がこうなんだと、その分減収なんですよ。このあたりもこれからぜひ支援をしてくださるようお願いしたいと思います。今、国の2次補正によって飛騨市には補正予算の予算書を見ますと、1億2,800万円ほどが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されるようです。それが同額とりあえず基金に積み立てられたようですけれども、それは国でも認めているようですからあれですけれども、この交付金の使途は、感染拡大防止対策、医療提供体制の整備、感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援となっています。ですからこれを十分に活用していただきたい。また、この3月から5月までの3カ月間でさまざまな市の行事が中止となっています。予算を伴う行事で不執行になったものを担当部で3カ月分抜き出してもらいました。そうしましたらその額が1,796万円5,000円でした。1,800万円ほどですね。これから6月からもっと季節柄中止しなければならないイベントは何かも増えてくるかもしれませんけれども、とにかくこの3カ月間の不執行になった不用額として出ている1,796万円、約1,800万円です。ところで、市の予算というのは、単年度予算主義の原則、こういうのがありまして、それに沿って一会計年度の予算は、その年度内に執行し、完結するということが原則です。ですから不執行になったからといってそのまま翌年に繰り上げすることができません。もちろん例外として継続費や債務負担行為というのはありますけれども。ですから執行できなくなった1,800万円も有効に使えらると思うんですね。これで、こういうのが市民の直接生活を救済する支援に十分に使ってもらいたいと思います。

コロナで中止になったんですからそのコロナで苦しんでいる方々の支援に回すのは当然だと思います。いつ使うのか、そしたら「今でしょ」と若い人なら言いそうですねけれども、今これを使うことがとても市民に求められていると思います。これからもどうかよろしくをお願いします。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

コロナ対応のため、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

（ 休憩 午前11時04分 再開 午前11時10分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、住田委員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思えます。今回は、時期柄、新型コロナウイルスに関する質問が多いかと思えます。今ほどの籠山議員もそうでした。私は、最初にコロナ関係でございますが、とくに学校問題に特化いたしまして学校再開における対応について、はじめの質問をさせていただきたいと思えます。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため小中学校が休校になり約3カ月。ようやく今月5日から通常授業が開始されました。この間、子どもたちは本当に忠実にステイホームを守りまして、町中から子どもが消えたような感じでした。子どもたち自身はもちろん、各家庭での対応も大変だったと思えます。私は、3月議会のときに新型コロナウイルス対策に伴う教育対応について質問させていただきました。あの時点では、3月3日から春休み明けまでの約1カ月間の休校想定でしたので、学習の遅れについても学期末のまとめの時期であり、あまり心配は無いとの答弁でした。しかし、その後、緊急事態宣言が出されるなど、休校は約3カ月に及びました。今後も第2波・第3波の脅威と闘いながらの生活となります。大人でもストレスを感じた自粛期間でしたので、子どもたちも休校明けの生活には何らかの不安を抱えていることと思えます。先生やお友達とも距離を保った中での新生活スタイルに戸惑いを隠せないことだと思えます。そ

のような状況の中で再開された学校生活について子どもたちを守っていただきたく、次の点をお尋ねいたします。

1点目、子どもたちの様子と感染対策についてです。学校では、自主登校、分散登校を経て、6月5日からは通常授業に戻りつつありますが、コロナ感染の脅威がゼロになったわけではなく、「ウィズコロナ」という新しい生活スタイルの中で生活しなければなりません。子どもたちにとっては長い間の休みが終わり、ようやく新学期が始まりました。生活リズムの乱れもあろうかと思えます。学習への不安もあろうかと思えます。子どもたちの様子はいかがでしょうか。学校では心のケアもしっかりしていただけるのでしょうか。また学校での感染対策はどのように取り組まれているのでしょうか、お尋ねします。

2点目は、学習の遅れをどう取り戻すのでしょうか。3月初めの休校から約3カ月間、小学校1年生については約2カ月間、学校での授業は行われていません。休校中は都度学習プリントが配布され、家庭学習に委ねられていましたが、授業の遅れは否めません。長期休みの短縮などで今後を補うとは聞いておりますが、無理な詰め込みは子どもたちのストレスにもつながります。学校としてはどのように展開されていくのでしょうか。また、とくに中学3年生にとっては受験生であります。さらに心配なことと思えます。受験に向けて特段の方策は考えておいででしょうか。

3点目は、学校行事の展開についてです。学校生活は授業だけではなく、社会生活を学ぶ場でもあり、楽しい行事もたくさんあります。また地域の方にとっては、子どもたちの成長の場を見る貴重な場でもあります。運動会や遠足、修学旅行、発表会などの行事や、また飛騨市ならではのふるさと教育の継続が、今後、授業時間確保のため削られることはないのでしょうか。行事を行えば、密になる懸念はついてまわりますが、子どもたちの情操教育には欠くことのできない行事ではないのでしょうか。現時点ではどのように検討されているのでしょうか。また中学生にとっては、県の中学総体夏季大会の中止が決まっています。部活動の集大成であり、夏の大会を終え、進路に向かっていくという区切りがなくなったと思えます。これに代わる発表の場は、設定できないのでしょうか。このことにつきましては、けさの新聞で何か新たな取り組みがされているという情報もありましたが、そのへんも含めて答弁いただけたらと思えます。

4つ目には、オンライン授業の見直しについてです。今回の長期休校が続く中で、全国各地でオンライン授業の取り組みがクローズアップされていました。隣の白川郷学園では、3月中旬からタブレットを活用して、自宅で授業が受けられていました。当市でも国のGIGAスクール構想を推進するため、今回の補正予算で1人1台パソコンの整備を行って、今後のICT教育に生かしていく方針ではあります。オンライン授業を展開するためには、家庭でのインターネット環境やアプリの使用方法など課題はあると思えますが、今回のような感染症発症や災害時などの長期休校には、効果的なツールだと考えます。オンライン授業の実施は、飛騨市としてどのように検討されているのか。以

上、お尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子登壇〕

□教育長（沖畑康子）

学校再開における対応について4点お答えさせていただきます。

まず、1点目の子どもたちの様子と感染予防対策についてでございます。3カ月の臨時休業を終え、子どもたちは友達と会えることやおいしい給食、仲間とつくりあげる授業など学校生活に大きな期待を抱いて登校しております。一方で、長期休業の短縮や仲間関係に対するストレス、生活リズムの乱れから毎日の学習の疲れなど、学校生活への不安も見られます。今後、体調不良を訴えたり、心のバランスが崩れたりすることなども予想されております。そこで、各学校では、児童生徒一人一人に寄り添った心のケアを重視した取り組みを行っております。具体的には、子どもたちの毎日の生活をよく観察するとともに、定期的に生活アンケートを実施し、子どもたちの不安や困っていることを早期に発見することに努めていきます。また、教育相談の時間をつくり、担任や養護教諭に対して不安や悩みを口に出せる場を設けています。場合によっては、スクールカウンセラーとの面談の時間をとり、専門的な知見で指導・助言をいただきます。何より授業時数の確保にとらわれすぎることなく、子どもたちの状況に応じて、日課や活動の柔軟な変更を行い、緩やかに学校を再開するよう各学校に依頼しております。小学校では、とくに1年生に対して、授業中でもトイレや水分補給を促したり、長めの休み時間や給食時間を確保したりしております。「少しくらい遅れても大丈夫だよ。ゆっくりでいいからね」などの声をかけることで、学校生活に安心感を持たせることを大切にしています。感染予防につきましては、県の学校再開ガイドラインに基づいて取り組んでおります。毎朝の検温、手洗いの励行やマスクの着用、間隔を開けた机の配置など教職員と子どもたちが学校の新しい生活様式を意識しながら生活しています。放課後には、教職員一人一人の手で校内の消毒を行い、翌日には子どもたちが笑顔で登校することを願って準備しております。

2点目の学習の遅れをどう取り戻すかについてお答えいたします。休業中、家庭における学習支援として学習プランニングシートや課題プリント、生活・学習支援のDVD等の作成、配布、家庭訪問や電話での学習相談などを実施してきました。その効果としては、小学校では、「DVDの映像から元気がもたらえた」、「勉強が楽しそうだ」、など学校や授業への期待が高まったというご意見を多数いただきました。中学校では休業中に教科の学び方や基礎・基本の内容を学んでいる生徒が多いので、再開後スムーズに授業を行うことができているとの報告もいただいております。学校再開後は、こうした成果を生かすとともに、履修内容の定着を考えて各学校で教育課程を編成し直し、授業を進めております。また、夏季休業日を8月1日から8月16日に、冬季休業日を12月2

7日から1月5日に短縮して授業時数を確保します。また、中学校では、9月以降の土曜授業の実施や週1回程度の7時間目授業の実施も検討しているところでございます。なお、やみくもに時数の確保を目指すのではなく、児童生徒の気力、体力、モチベーションを考え、共同的な学び合いなど、学校ならではの学びを充実し、詰め込みはしない授業の工夫にも努めてまいります。

さらに中学3年生を主体としまして、部活動が終了する秋以降の放課後、学習指導員を配置し、学習支援を行いたいと考えております。国や県の政策を活用し、退職教職員の皆さまのご協力もいただくべく、検討しているところでございます。

3点目、学校行事の展開についてでございます。学校行事や校外活動は体験的な活動を通して集団への所属感や連帯感を深めるものであるとともに、この地域を学びの場とした豊かな自然や社会のつくり手として前向きに生きる人々との関わりなどにより、子どもたちの意識や行動をかえ、未来のつくり手に必要な資質や能力を育成する重要な取り組みであると位置づけております。

こうした考えからどの学校でも感染予防策を講じるとともに、活動内容や取り組み方を創意工夫することで、感染リスクを最小限にしつつ、行事や体験学習を実施する方向で検討しています。古川小学校5年生の田植え、古川西小学校4年生のりんごの摘果作業は、いずれも学校再開間もない先週に行われました。事前に綿密な計画を練り、子どもたちの安心安全と体験活動して得られる学びの価値を考え、実施時期や活動の規模、移動方法や作業での密を避ける工夫を行い、実施されました。ほかの学校においても子どもたちのふるさとへの熱い思いと誇りを醸成するふるさと教育は、創意工夫のうえ実施されていきます。また、運動会・体育大会は子どもたちも保護者地域の皆さまも楽しみにしておられる関心の高い行事だと思っております。このため、取り組み期間や種目の工夫、会の時間、保護者の観戦方法等、密を避ける工夫や環境づくりについて、現在各学校において校内での議論はもちろん、PTAや学校運営協議会と情報交流し、検討を重ねております。

なお、中学校総合体育大会、通称、中体連大会と呼ばれるものでございますが、今朝ほどの新聞報道でもございましたように、飛騨地区、3市1村での交流大会を8月初めに計画されています。部活動に熱心に取り組んできた中学生にとって3年生の中体連大会は、3年間を確認し、締めくくる思いの強い大会です。中体連関係者をはじめ、学校の教職員も同じ思いをもっております。スポーツ庁より4月30日付で全国大会の中止に伴い、各地区で代替案を検討するよう依頼もあったことから、安全を保ちながら開催できる方法について現在検討を重ねているところでございます。

最後の4点目、オンライン授業の見通しについてでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う小中学校の臨時休業では、全国各地でオンライン授業の導入が積極的に進められました。飛騨市教育委員会としましては、オンライン授業は臨時休業が長期化した場合の特別な対応と捉えていますが、第2波・第3波の到来も心配されますので、

いざというときに対応できるよう、引き続き準備を進めたいと考えています。今後、取り組むうえで、課題は、端末と通信ネットワークの整備、児童生徒の操作技能と情報モラルの向上、オンライン授業で配信する内容の検討の3点です。各家庭の端末と通信ネットワークの整備状況は、児童生徒が使用できる端末がある家庭が約70パーセント、通信ネットワークが整備されている家庭が約75パーセントとなっています。端末のない児童生徒については、既に学校に整備済みのタブレットを貸し出すことで、小学校5年生以上に対応できる見込みです。

また、家庭に通信ネットワークが整備されていない児童生徒については、学校の教室を開放したり、近隣の図書館や振興事務所などのWi-Fiを活用することで、密を避けながら概ね対応できると考えています。また必要ならば、貸し出し用モバイルルーターの整備も検討してまいります。

次に児童生徒の操作技能と情報モラルの向上については、これまでも授業で扱ってきましたが、継続的な指導が十分ではありませんでした。今後は、白川郷学園などの先進校の取り組みを参考に指導計画を見直し、学年に応じて系統的な指導ができるよう取り組んでいきます。オンライン授業の内容については、先進地域の取り組みから、教員や同級生との関わりが心の安定やストレス軽減につながる。1人で学習しても教員の説明があると理解しやすいなどの効果とともに、集中が持続できず学習効果が上がりにくい、長時間の映像視聴による身体的な疲労が大きい等の課題が報告されています。飛騨市教育委員会としましては、従来の教科書や学習プリントを使った学習に文部科学省やNHKなどで提供している映像コンテンツの活用や教員とのオンライン授業をうまく組み合わせることによって、学習効果の向上が期待できると考えております。今後は、教員の負担も考慮しつつ、より効果的、効率的なオンライン授業の実施について準備を進めていきたいと思っております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○7番（住田清美）

子どもたちは毎日元気に通っております。学校でのケアありがとうございます。今学校再開しまして、とくに心のケアについては毎日の生活観察とかアンケートも実施されております。また、教育相談などもあるということなんです。とくにこの6月に再開したときが、また暑い時期に向かっていたものですから、子どもの体力も4月の新学期と比べて、とくに1年生にとっては環境の変化もあると思いますし、また、家も上町なので遠いんですね、通学距離の遠い子たちにとってはこの暑い中で通学することもストレスの1つになるかと思いますが、こういう感じで今の登校状況を見て、登校をしぶるような子たちというのは若干多くなっているとか、あまり変わらないとかそのへんというのは、把握はされておられますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

6月1日から毎日出席状況を確認しております。その中でやはり若干欠席者が増えていく傾向がございます。とくに1年生についてやはり疲れるという声が聞かれるということ聞いております。そのことについて学校と協議しながら子どもたちのケアに努めるよう図っているところでございます。

○7番（住田清美）

子どもたちにとって本当に環境ががらりと変わっていることと思いますので、先ほどの言われたような心のケアについてどうか十分寄り添っていただきまして、登校が楽しいよ、学校が楽しいよというふうな方向に向けていただきたいと思ひますし、もう一つ感染症対策について、ガイドラインに沿ってやられているということなんですが、本当に大変なことだと思います。その中で、とくに教職員の方が子どもが帰った後、消毒作業をやられるということ。トイレ掃除も今先生がやるとるよというような情報もありましたが、先生の負担というのがちょっと課題になっているのではないかと心配しています。私はマスクをつけた中で授業をするだけでも、ちょっとマスクをつけてしゃべると普段よりやはり体力は使いますし、そして子どもと密になってはいけません。先生と子どももそうですし、子ども同士も密になってはいけないというようなことに目を配るということで、先生の負担が課題になっていると思ひます。とくに高学年になるほど授業時間が伸びますので、先生の放課後というのが、また部活動も今週から始まりますので、先生の負担が大変かと思ひます。それで、例えば教室の消毒とか私いくらでも地元の方でも保護者でも学校運営協議会でも、お声をかけてくだされば多分協力してくださる方、消毒作業あると思ひます。ただ心配するのは、不特定多数があまり入って感染のリスクを広めてはいけないというようなことを心配しますし、また、コロナ対策として市が直接雇用するという方策もありますので、例えば、市が学校の消毒作業だけに雇用していただくとかあるいはシルバー人材さんも今コロナの関係で事業が少なくなっているというようなことも伺いますので、そういうような外部の方の力を借りて、先生の負担を減らすようなことは意向として考えておられますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

古川小学校の先日の学校だよりには、そうした「ご協力をいただけることはありませんでしょうか」という募集がございました。ほかにも学校運営協議会のほうから積極的なお申し出があるところもございます。そうしたところと地域との連携ができつつありますので、そのことを生かしたりしてまいりたいと思ひます。また、スクールサポートスタッフにつきましても、県の授業も計画が今少しありますので、その状況も見ながら全体の計画をとってまいりたいと思ひます。ただ、時間的に非常に短い時間でございませので、なかなか継続的な雇用というのがどうなるかはまだ未知数でございませ。

○7番（住田清美）

地域の皆さんはやっぱり子どものこと、学校のためということで協力を申し出られると思いますが、やはりその時間が不規則なこともあり、ボランティアの気持ちはわかりますけれど、ここは市長、市として臨時職員ではないんですけれど、そのような方を学校の消毒をしたり感染症対策のために投入されるような方向性としてはありでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回の会計任用職員の採用のときもそういう議論もありまして、それも含めて必要ならどんどん求人を出してほしいという話もしていますので。現場のいろんな判断もあります。そのときの時期の状況もありますので、むしろ積極的に出してほしいと言っているところですから、必要があればどんどんやっていきたいと思います。

○7番（住田清美）

子どもたちの疲れもそうですけれども、先生たちも疲れのないような方策で本当に学校が元気で再開していただきたいと思っております。

それから2番目の学習の遅れを取り戻すかというところで、夏休み・冬休みが短くなるということは想定されていると思いますが、中学校につきましては、その9月以降、土曜日あるいは7時間授業ということが入ってきますと、子どもたちの体力的なこと、それからまた部活動との調整、いろんなことがあると思うのですが、今のところ大丈夫だとお考えで進んでいくということ、また第2波・第3波がないという状況の中のあるだと思いますが、その中でとくに中学校3年生について、これもけさの新聞で来春の高校入試は例年通りというような記事がございました。例年通りの時期で、例年通りの出題範囲ということは、出題範囲も短くならないということは、岐阜県の教育委員会はそのような方針だということですが、しっかりと中3については、履修すべきところはしっかり入れなくちゃいけないというようなことになってくる前提になります。そこで、先ほど学習指導員を配置するというようなことで、退職教員を入れてということでお話がありましたけれども、ぜひ中3についてはこのようなことも含めて十分な指導と高校入試に支障が出ないようにしていただきたいと思うんですが、この学習指導員につきましては、各学校に配置されるのか、およそ何名くらい配置されるのか、もしおわかりでしたらお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

国のほうは予算が通過しましたが、県がそれを受けまして今の事業を策定中でございまして、こちらの方がまだ決まっておりません。したがって、全体の希望人数を今

調査しているところでございます。県の予算としまして各校に1名から2名ということ
でございますけれども、全体の恐らく決まってからのことだと思っておりますので、はっきり
とした数値はここでは申し上げられません。

○7番（住田清美）

国や県がこういう心配をしてくださるといことはありがたいことなんですけれど
も、とくにその国が決めた人数で、もし賄えなければ、飛騨市はスーパー少人数学級で
もそうですけれど、飛騨市独自で先生の対応をしてくださっていますので、もし現場で
足りないということがあったら、そういう方策もまた考えていただければと思ひ
ますし、とくに中3の学習の遅れを補填するには、やはりオンライン授業というのも
1つの手だてだと思います。今ほどオンライン授業のことにつきましては、ことしタブ
レットが配置されますので、家庭のネット環境とかいろいろ調べてあるとは思いますが、
今年度オンライン授業を開始することは難しいですかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先ほど申しましたように、方向でネットワークにつきましてもあるところを使う。例
えば、必ずしも家庭で勉強する必要はないわけですね。学校が休校になった場合には、
密を避けるためですので、それぞれバラバラになってW i - F i 環境のあるところで。
タブレットにつきましては、先ほど申しましたように小学5年生以上であるならば、足
らないところを配置できるというふうに考えております。ですから、そうした状況が起
きたときには、そのような対応もとれるように進めているところでございます。ただし、
学校へ来られる状況の場合は、学校で授業する以上の効果はないと考えております。

先ほどの中にもオンライン授業の課題も申し上げましたように、子どもたち、非常に
疲れるということで集中力とても授業の時間ほど続かないように聞いております。した
がしまして、高校生におきまして、かなり集中できる時間が短いということをやられ
たところからは聞いておりますので、そうしたことを踏まえたうえで、学校に来られる
間は学校で授業をしていく、そして補習をしたりすることが一番であると考えておりま
す。

○7番（住田清美）

やはり学校で授業をするというのが一番良いことというお答えでしたけれど、私も今
のこの長期休暇中に孫が課題を持ってきてやったんですけど、漢字の読みとりですと
か計算は自分でやってもできるんですけども、例えば国語の文章題が課題に出されて
いました。これを読んでどう感じたかというのがあったのですが、自分でプリントを見
て書くだけではやっぱりその広がりがないんですね、考えの。お友達の意見を聞いたり、
先生がまとめてくださったことをしっかりと自分の中で咀嚼をして、自分がじゃあ次ど
う思うのかという広がりがなかったので、本当に授業の大切さを痛感いたしました。そ

の中でDVDが配布されていまして、すいません、中身はちょっと見ていないんですけれども、聞いてみましたら「おもしろかったよ、よかったよ」という声が聞こえていました。まさに今、授業というのは、学校でやるのが第一なんですけれども、ICTがだんだんと普及していますので、そういったものも取り入れて効果的に進めていくということも、コロナの休校を経験して思いました。ですから、今度第2波・第3波がくると思われることも想定しながら、しっかりとオンライン授業とか、またいろんな機器を使った授業についても積極的に取り上げていただいて、早期に入れていかんならんものだと思いますので、子どもたちの学力の遅れがオンラインをやったところとやっていないところでは差が出ないように、しっかりと今後も教育委員会のほうでよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、飛騨市図書館の運営についてお尋ねしたいと思います。飛騨市図書館は平成21年に開館いたしまして以来、その設置目的にしたがい、広く市民に利用されています。ここ数年は年間約10万人の来館者があり、図書館の貸出業務のみならず自主イベントも工夫を凝らして取り組んでいます。図書館には司書という専門職と事務職が配置されていますが、ここ近年、職員の出入りが著しく欠員状態が発生し、都度開館時間の短縮等で乗り切ってきました。そして、本年3月には嘱託司書3名が退職し、開館時間を10時から19時、本来は9時から20時なんですけど、ここの時間に短縮いたしましてサービスの縮小となりました。司書の退職理由はさまざまですが、司書の雇用形態が不安材料になっていることも一因ではないかと思えます。現在、司書は館長を除き、会計年度任用職員で年次更新ですが、3年目以降は雇用の確証が得られない状況でもあります。全国的にも司書は非正規雇用が多い現状だそうです。そこで市では改めて飛騨市図書館は市直営の図書館とし、司書も今後3名を正職職員として雇用するという方針を決めました。そこで直営の方向性をお尋ねしたいと思います。

まずはじめに、指定管理制度はこの際検討されたのでしょうか。図書館の建物管理を含めた指定管理は難しいにしても業務のみ指定管理にする方策は検討されたのでしょうか。近隣にも指定管理の図書館はありますし、図書館業務に精通した業者に委託することで安定した運用が図られるのではないのでしょうか。職員のスキルアップや業務の拡充が期待される場所ですし、何より司書はじめ職員が指定管理者の職員となり、雇用の安定が図られるメリットもあるのではないのでしょうか。直営にされたことにつきまして、この指定管理を検討されたのならその結果と直営にした思いをお聞かせいただければと思います。

2点目に飛騨市図書館運営方針の策定についてです。今年度飛騨市図書館運営方針を策定し図書館の体制づくりやあり方を明記することでしたが、本来なら運営方針が先にあり、直営の方向性や司書の雇用体系等が決定されるべきではないのでしょうか。運営方針の策定がなぜ今なのでしょう。また、市としての方向性があるのならお尋ねい

たします。

3点目に飲食スペースの提供についてお尋ねします。飛騨市図書館は乳幼児から高齢の方まで幅広く利用されていますが、学生の利用もかなりあります。図書館は飲食禁止ですので、お昼をまたぐ利用のときには図書館の入り口とは反対側の庁舎入り口にあるスペースでお弁当を広げています。冬期間は自動ドアが開くたび、寒い中で身を縮めています。例えば情報発信室やにじのひろばなど時間限定で結構ですので、飲食スペースとして開放し、長時間利用者の利便性を確保できないでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨市図書館の指定管理制度につきましてのお尋ねでございます。図書館・美術館等ではありますが、社会教育施設と呼ばれるわけでありますけれども、市民に向けた市民を対象とする社会教育施設ですので、私自身は、これは、公が担うサービスであるという考え方を持っております。したがって、5年といったような短期ですと、運営者が変わるという体制ではなくて専門の司書や学芸員をしっかりと雇用したうえで、将来にわたって安定的に運営されている必要があると。市が直営で運営すべきものであると、このように考えているわけでございます。仮に市単独で職員を採用した場合に、その能力とか資質が民間図書館運営事業者等に劣るといえることがあれば、それはまた別でありまして、実際には全く遜色ないというふうには見ております。実際にその点について申し上げますと、私市長になってまもなくちょうど映画「君の名は。」の大ヒットがございまして、飛騨市図書館が聖地になるということがございました。その際にちょうど同じころでありましたが、同時にさまざまな独自企画で全国の注目を浴びておったわけでございます。そうした様子を見ておりまして、そうした企画が司書自身の手によって見事に企画運営されている。また、市民の皆さんと図書館の関係も非常に近くて、図書館が親しまれている状況を見る中で、私率直に大変感激をいたしまして、飛騨市図書館のスタッフを誇りに思いましたし、直営で運営できるという思いを深めてきたところでございます。もちろん全国的に民間委託あるいは指定管理という傾向にあることも重々承知をしておりますけれども、市の職員たる司書がここまでの運営ができるのであれば、堂々と直営の道を歩むべきであるというふうに考えたところでございます。ただ他方で、図書館にて司書と話をすることがたまにあるわけですが、そうした中で全国的に司書という仕事は、専門的な教育を受けて得た資格である。そして、誇りある仕事である反面、全国的に非正規雇用の割合が多くて、不安定な待遇となっている。それゆえに長く勤務することに不安を感じる司書が多いということも知ったわけでありまして。そうするならば、飛騨市においても、本来図書館運営に携わる職員はすべて正職員にするのが望ましいわけでありまして。けれども、ちょうど当時育休、病休の対

応で四苦八苦しているところをごさいます、全体的にそれに対応できる正職員の数を増やさないといけないという流れの中で、職員の定数管理上、それを全部正職員にするということの制約もあったという状況でごさいました。したがって、会計年度任用職員制度に先駆けまして、平成29年度に専門業務職員という位置づけにいたしまして、司書は他の職員よりも早く給与のアップを図る。それで待遇を改善して何とか解決しようこんなことでやってきたわけでありまして。しかし、それでも身分がやはり不安定なものですから、将来の不安から退職する職員、あるいは結婚等によってそのまま辞めてしまう職員が多くて、それが故に急な時間短縮等を余儀なくされて、市民の皆さんに大変ご不便をおかけしてきたという状況でごさいました。それより何より私自身は、非常に能力と豊かな個性を持つ司書が去っていくのを見ておりました。本当に辛い思いをしておたわけでごさいます。そうした中で、ことし3月に本当に予期せぬ一度に3名の司書が退職するという事態に見舞われ、これは限界だというふうに率直に思いました。そして逆に私自身ここまでの、先ほど申し上げてきた対応は、中途半端だったのではないかとこのように反省いたしまして、これはしっかり待遇の改善を図らなければいけないということを思い、4月以降、議論を続けてきたところでごさいます。当初担当課からは、指定管理でどうかというのが提案でごさいました。しかし、私のほうから指定管理になっても、ほかの受託しているの団体の例なんか見ますと、あるいは一般的にも、そもそも正職員の数が少ない。ですから司書そのものの身分の不安定な状況は変わらないということがある。また何よりも今申し上げたように、これだけのことができるすばらしい職員がいるわけですから、安易に市から切り離して外部委託、指定管理ということが適切ではないというふうに判断いたしまして、順次正職員化していく決断をしたところでごさいます。とくに司書という仕事は、世の中の動きを敏感に捉えた多様な取り組みを通じて、現場での研鑽を積んでいくというのが必要です。そして能力を高めていく仕事であるというふうに考えておりますし、正職員として長期的な視点で人材育成を行っていくことが、将来必ず飛騨市の財産になるこのように考えたところでごさいます。もちろん財政的な面も検討いたしまして、会計年度任用職員の給与水準が今正職員並みに引き上げられたものですから、現時点で計画している館長含め正職員4名体制をとっても、少なくとも向こう15年程度は目に見えた財政負担の増加を招かないということで、長期的な流れの中で人件費の問題は解決していけるだろうというふうに確認をしたところでごさいます。そうしたかたちでの正職員化ということを決めたということでごさいます。司書という仕事は、職員の採用区分上は、事務職員ということになりますので、逆にこれを逆手にとりまして、司書が定期的に市役所の中でさまざまな分野に人事異動で仕事をする。例えば福祉とか医療、環境、文化、まちづくり、そうした分野の仕事に異動の中で定期的に少しの期間、そこで仕事をするという経験をするのが、現場の生きた知恵とか状況、市の政策の動きを把握できるということにつながるのではないかと。それが市民生活の課題を図書館の運営に反映できると、そういうメリットも出

てきて、これは市の直営図書館、正職員でなければ実現できないことではないかというふう考えたわけでございます。そうしたことも含め合わせまして、今後とも市の直営として運営を維持して、市民に愛される図書館をつくっていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

12時を過ぎますが、このまま住田議員の質問を続けます。

続いて、答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは私のほうから2番目と3番目につきまして、答弁させていただきます。

まず、2番目でございます。飛騨市図書館運営方針につきましては、新たに作成するのではなく、平成23年4月に作成されており、10年が経過していることからこの機にあわせて改正するものでございます。その間、社会情勢の変化とともに市民に求められる図書館像も変わってきております。先ほどの市長答弁にもありましたように、市直営で行うこと、司書の雇用体制を変換することを今後どう生かしていくことということとを明らかにしたいと考えております。

次に3番目でございます。飲食スペースの提供でございます。これまでも同様の意見はいただいております。昨年度末に行ったアンケートの中で意見を求めたところ、賛成が22パーセント、反対が35パーセント、どちらでもない43パーセントという結果でございました。意見の中では、図書館は静かに利用するところなので、必要ない。本を汚さないでほしいという声もありましたが、利用者の利便性を図るため、にじのひろばは、子ども連れの来館者にも利用しやすいスペースなので、予約による利用がないときの昼食時間帯の開放を検討したいということをおもっております。なお、2階の情報発信室につきましては、図書館の中で静寂を確保している場所でございますので、時間を気にせず勉強や読書をするスペースとして引き続き使いたいと考えているところでございます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○7番（住田清美）

飛騨市図書館につきましては、直営の方向性について市長から熱い思いを聞かせていただきました。図書館も含め社会教育施設は公が担うというような方向性は伺いましたけれど、今までも直営なのか指定管理なのかという、いろんな図書館に限らずあったと思います。例えば保育園の民営化なんかも、とくに保育の責任は市が必ず負うという大前提のもと、古川町内で2つ民営化が近年に行われました。いずれもその公が持つさまざまな専門性をそこにまた入れる、それから民間が持つそのサービス向上に期待する。そしてもう一つ重要なところがその職員の雇用を安定させるということにありま

した。当時も保育士さんのほとんどが臨時職員でありまして、不安定な雇用の中で皆さん勤めてみえました。そこで民営化することによって、今回は社会福祉法人ですけど、その法人の職員となり、身分の安定が図られるということで民営化に進める大きな方策となっております。それから今、古川国府給食センターでも調理業務の一部を委託するというような方向性も打ち出されております。これも業務の効率化ももちろんなんですけれど、職員のしっかりとした雇用の体制がしっかりしている民間の事業者さんの職員になるということで、雇用の継続が保障されるというメリットがあったかと思いますが、そういう中で直営ということにつきましては、しっかり市で職員として採用されていくというような方向性ですが、しっかりそのへんの雇用については、まだそれでも正職の司書さんと会計年度任用職員の司書さんとが混在するわけですけど、そのへんについてはしっかりとそれぞれの対応に応じながら、それでも飛騨市図書館としてワンチームになって運営していくというような方向性なんではないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

会計年度任用職員と正職員が混じり合うわけなんですけど、ご案内のとおり、ことしから始まった会計年度任用職員制度というのは、もうほぼ正職員とっていい制度です。飛騨市は基本的にはもちろん制度自体が一応公務員法上の制度で1年契約ということになるんですけど、更新をずっと続けられると。つまりその事実上の無期限であるという対応をとっておりますから、その意味では、私は、扱いとしてですね、正職員と遜色ないというふうに考えておりますし、先ほどももちろん指定管理ということを検討するにあたって、一般的にいくつか受託しているところがあるわけですが、そこが全員正職員なのかというところとそうじゃないんですね、やっぱり。そこでもやっぱり非正規職員となっているということは、逆に職員の待遇の一番の問題は、温存されたままではないかということも思ったわけでありまして。司書というのは、もっとリスペクトされていい職業であるというふうに思っていますし、その意味でも会計年度任用職員も含めてですね、市の職員としてしっかり位置づけるということが結果、図書館のグレードアップ、レベルアップへとつながっていくのではないかと考えたので、その点も含め合わせて、結論を出したということでございます。

○7番（住田清美）

しっかりと公の施設としての役割を今後も継続していただきたいと思います。事務局長にお尋ねします。今、飲食スペースのことでにじのひろばを開放してくださるということで、利用者さんのマナーも必要かと思いますが、しっかりととくに学生さんについてはありがたいところだと思っております。今、図書館まだ時間短縮はそのままですし、図書館も通常業務には戻っておりません。今、緊急事態宣言とかも解除されて飲食店はソーシャルディスタンスをえながら、皆さん利用が戻っているんです

が、図書館はまだ貸し出しも自分で貸出機でやらなくちゃいけない。リファレンスも行われていないような現状、それから閲覧のところもまだ解放されていません。そろそろ閲覧とかに戻していいのではないかと思います、もとに戻される時期とか検討されていらっしやいますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

今、検討しているところでございます。まずですね、閲覧の場所であるとか時間に関しましては、今週のできれば土曜日から徐々に開放していきたいなということを考えているところでございます。またですね、開館の時間とそれからリファレンス等々につきましては、できるなら7月の上旬からこちらのほうもスタートしたいということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（住田清美）

先週末も孫を連れて図書館に行きましたけれど、なんかゆっくりしてはいけないうのかなみたいな感がありまして、なんかそこそこに本を選んで自分で味気なく貸出機で借りてきたような感じでしたので、ぜひ今図書館はしっかり公の施設として飛騨市が責任を持って運営してくださるという決意も聞きましたので、しっかり開館時間も利用者さんの声も聞きながら愛される図書館であっていただきたいと、今後の運営に期待をいたしているところであります。以上で、私の質問を終わります。

〔7番 住田清美 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後12時03分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、野村議員。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは、事前通告にしたがい、私の質問を進めてまいります。新型コロナウイルス

感染拡大による中小企業への影響は、愛知県内の中小企業1,111社に緊急アンケートをした結果、回答した企業の約6割が、各企業に及ぼす悪影響が最も大きくなる時期を6月以降と予想し、落ち込みが長引きしそうな業種もあり、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況にあります。政府の緊急事態宣言が解除された後も東京都、北九州では、新型コロナ感染の第2波が起きており、東京ではきのうだけでまた48人の新たな感染者が出ております。新型コロナの収束が遅れば、悪い状況が長期化する危険性も出てきており、経済回復は1年半から2年以上かかると予想されます。このような中で、自治体経営に強く求められているのが、地域でのソフト管理戦略で、中でも生活経済対策が急がれます。

そこで急浮上した大学の立地と生活経済対策を中心に進めてまいります。

まず、大きく1点目ですが、飛騨高山大学の立地についてです。5月28日、全員協議会で都竹市長から突然、大学の立地について説明があり、私自身びっくりし、翌日の29日に早速高山市役所を訪問しました。その後、高山市議や経済界の知人から高山市の今までの対応や考え方を聞き、さらに古田県知事と同じ経済産業省からある自治体に副市長として出向される、現在38万人の人口の自治体ですけれど、大学の誘致活動に直接従事された高級官僚OBからも情報収集してまいりました。現在、18歳人口の急激な減少に伴い、日本の大学経営が岐路に立たされ、多くの大学は苦しんでいます。倒産もしくは募集停止を決めた大学は、2018年3月時点で、14校、東北で1校、関東で2校、中部で1校、近畿で5校、中国地区で2校、九州で3校。さらにこのエール出版社から発行の「危ない大学2019」では、大幅な定員割れで今後消えていく可能性が高い大学を、北海道から九州までの7ブロックに分けて、69の大学名を挙げています。既に皆さんご承知のように、高山市が昭和63年、大学として誘致した飛騨高山国際工芸学園は、平成23年、このときの市長は國島市長さんです。廃校となるなど、人口減少が一段と加速している地方での大学経営は厳しいものがあります。このような中で、最近ですね、既存の大学では、郊外から都市部にキャンパスを移す整備が進められています。例えば愛知大学は、名古屋駅近くの笹島に、本館20階のスカイラウンジを。また、名城大学は、2016年に名古屋ドーム前キャンパスを。愛知学院大学は、名古屋城近くに名古屋キャンパスを設立し、さらに名古屋造形大学、現在小牧市にあります。がですね、名城公園の近くに2年後の2022年春に移転し開校するなど、政治・経済・文化・国際交流などさまざまな情報発信力を持つ名古屋市の中心街での都市回帰が進んでおり、とくに名城公園界限は相次ぐ大学の進出によって一躍学生街に変わろうとしております。以上のことを背景に次の6点を質問します。

まず1つ目、18歳人口が20年後に現在より30万人以上減って、そのときにですね、飛騨高山大学ができていたらどうなっているんでしょう。その姿をお聞きしたいと思います。日本の18歳人口は、2018年、118万人となり、ピーク時の1966年に比べ半減しております。さらに2040年には、88万人に激減する見込みです。

生産性が向上しない限り、経済は縮小し、競争力消滅で活力が落ち、教育の質も低下する。そうした中で飛騨高山大学が予定どおり、2024年開学し、18歳人口は今より30万人減少している、16年後の2040年の飛騨高山大学はどのようなかたちになっているのか。市長の見解をお聞かせ下さい。

2つ目、なぜ高山市が設立準備委員会に参加しなかったのでしょうか。昨年の11月2日、高山市で第1回の設立準備委員会が開催され、マスコミに建設候補地は高山市内と発表しております。下呂市・飛騨市・白川村の2市1村は委員として参加しているのに、なぜお膝元の高山市は第1回あるいは第2回とも参加しなかったのですか。その理由を述べてください。

3点目、大学設置認可申請時に必要な約20億円の資金についてです。今回、大学立地は、民設民営で飛騨市の財政負担には頼らない認識でよろしいですね。平成29年3月3日、飛騨高山大学設立基金が設営されて、既に3年以上経過しており、現在、当然その基金はあると思います。どのくらいになっているのでしょうか。それと自己資金ですね、一番大きいのは。含めた20億円の資金調達は、具体的に市民にわかりやすく示してください。

4番目、市の支援体制は、私は、1年後でもいいのではないかと思います。基本的に民設民営の大学である以上、急いで市が大学設置支援室を設けなくても、推移を見ながら一年後で十分ではないでしょうか。私は、40代に広告会社より名古屋市に3年間出向し、名古屋市政100周年記念事業の世界デザイン博覧会協会の発足から終了まで参画しました。そのときの経験からして、市民や経済界はじめ関係者の人たちとしっかりとコンセンサスをとってスタートすべきと考えます。したがって、飛騨市の支援体制は、来年度以降で十分だと思います。

5点目、なぜ今、経済学部なのか。そして、経済学部でも目標にされている大学はどこでしょうか。ビジネスや経済学部を有する地方の大学は志願者離れが進み、学部の構成や運営面で苦勞されているようです。このエール出版発行の「危ない大学2019」の中で、2000年に開業した愛知県尾張旭市の名古屋産業大学現代ビジネス学部の総定員の充足率は低下が続き、現在、5割台で推移しているようです。また、新潟県柏崎市の新潟産業大学は、経済大学のミニ大学で特色にも欠け、総定員充足率が7割台と取り沙汰された公立化も困難な状況のようです。1998年開学の福岡県太宰府市の九州情報大学は、ビジネスに直結した学部構成も決め手にならず、総定員充足率は6割でギリ貧続きと厳しい状況であると書いております。企業城下町でもなく、働く場の少ない古川町に現在どこにでもあり受験者数が下降している経済学部を設立する理由を示してください。経済学部設立のため、当然、既存の経済学部を有する大学、例えば高崎の経済大学とかですね、そういったところですね、目標にされていると思いますけれども、その大学名を教えてください。

最後にですね、飛騨地域資源と環境を生かした飛騨薬科大学の立地をしたらいかがで

しょうか。これは、私からの提案です。現在全国に約800の大学があり、最近新設の大学は、介護とかあるいは医療系の学部が多いようです。これからの大学には、産学連携と国際化などへの取り組みと個性ある教育が求められます。森の中で1学部だけの徹底したリベラルアーツ、教養ですけれども、教育を貫き、開講して10年以上なのに北海道から沖縄まで全国から受験生が集まり、出願倍率は10倍を超え、求人のため年間180社もの企業が訪れる大学が、東北の秋田にあります。その大学名はですね、国際教養大学で、すべて英語で授業を受けると。さらに1年間留学を義務づけられているということですが、私は、このような個性のある教育の大学を目標とすべきだと思います。そこで、私は、これを飛騨市あるいは飛騨地区が最も受け入れやすい大学は、薬科大学です。なぜなら薬草、これ、250種類くらいあるようなことを聞いておりますけれども、薬草などの自然資源と伝統食材のえごまを活用し、また、薬品会社がですね、古川町にアルプス薬品株式会社さん、ニプロ株式会社さん、それから高山には武田テバファーマ高山工場さん、いわゆる薬品会社と連携がとれる非常に良い環境にあります。また、国内外では、今新型コロナウイルス対策として治療薬の開発が進んでいるようです。最近ですね、塩野義製薬さんとか小野薬品さんもですね、コロナ創薬に参画を発表されております。当然、これからもより一層薬に対する注目度が高まると思います。一方、認可権を持つ文部科学省大臣に対して、飛騨高山経済学部よりも飛騨薬科大学のほうが説得があり、さらに飛騨市のおいしい水と空気を売りに、薬品会社やあるいは化粧品メーカーの研究所等、企業誘致活動もしやすくなると思います。「薬科大学があるんですよ、こういうところにどうですか」というPRもスムーズにいけるなというふうに感じております。したがって、地域経済活性化には貢献できます。ぜひご検討ください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。都竹市長。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨高山大学（仮称）の立地につきましてのお尋ねでございます。私からは、1点目と4点目、6点目の3点ご答弁申し上げたいと思います。なお、全体のご質問に共通しますので、あらかじめ申し上げておきたいと思うんですけれども、飛騨高山大学（仮称）であります。これは民設民営の私立大学として設置が目指されているものでございまして、基本的にその内容については市がお答えする立場にはないと。本来、議場で答弁するのは適当ではないと考えております。

とくに大学につきましては、憲法第23条におきまして、大学の自治が認められていることに加えまして、教育基本法第7条第2項におきまして「自主性、自律性、その他大学における教育及び研究の属性が尊重されなければならない」とされているところでございまして、建学前とはいえ、市が内容について言及することができる限り差し控えるべきものであると考えております。

そのうえで、まず1点目の20年後の飛騨高山大学の姿について。20年後の国内の大学をめぐる環境という趣旨であくまでも一般論としてお答え申し上げたいと思います。少子化人口減少によって入学定員の減少が進むとともに教授をはじめ、教員の確保も難しくなる時代が来るというふうに思っております。このため、規模の大きな大学は施設やこれまで雇用している教員の維持が難しくなしまして、大学間の統合等が進むのではないかというふうに考えております。

一方で、大学、学生の都市部から地方への分散が叫ばれ、政府の方針ともなっている中で、小規模の個性ある地方の大学が脚光浴び、また生まれてくるのではないかというふうに考えておまして、地域課題を踏まえた地方の特色ある大学教育の意義は相対的に増していくものと考えております。飛騨高山大学もまさしくそうした趣旨で計画されているものと承知をいたしております。

それから4点目、市の支援体制についてのお尋ねでございます。今般、大学設置候補地として古川町宮城町内の工場跡地が選定されたというわけでございますけれども、都市計画法上の用途地域の変更という、市として周辺地域を調整すべき地域の喫緊の課題がございます。速やかに支援体制をつくって連携して調整を図る必要があると考えているところでございます。また、この案件はいわば企業誘致案件でございます。土地のマッチングを行う段階からさまざまな分野にわたる横断的な支援体制を組んで、市全体をあげて全力で取り組むというのは、企業誘致活動の言わば常識であります。市におきましては、これまでの工場進出の打診があった案件につきましても、結果的には成就しなかったものの、初動から同様の体制をとって取り組んできたところでございます。こうした前向きな姿勢も大学設立基金においても飛騨市を候補地として選ばれた理由の1つであると説明されているところでございます。

それから6点目、飛騨薬科大学の立地というお話でございます。市が公立で薬科大学を設置するという考え方はございませんけれども、飛騨市には、議員お話になりました大変適した分野であると考えておりますので、大学を設置したいという法人や団体があれば積極的に連携支援してまいりますし、土地を求めておられるという情報が少しでも入れば迅速に行動してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。岡部企画部長。

〔企画部長 岡部浩司 登壇〕

○企画部長（岡部浩司）

私からは、3点お答えをいたします。

まず2点目のなぜ高山市だけが設立準備委員会に参加しなかったのかについてでございます。この点につきましては、高山市のお話でございますし、正式なかたちでお話を伺っているわけではありませんので、市はここで説明する立場にはございません。

なお、令和元年12月10日に開催された高山市議会の一般質問において、水門義昭議員が高山市の設立準備委員会への参加状況を質問されており、これに対して西倉副市長から、「民設民営というベースの中で準備委員会に市が参画することは、大学設立の構成員というかたちで市が関わっていると誤解される可能性があることから参画は見合わせる」という答弁をされたという事実は承知しており、議事録は高山市のホームページ上でも公開されております。

次に3点目の20億円の資金計画についてお尋ねでございます。これも、学校設置者が行う文部科学大臣への設置認可申請に関する具体的な内容でありますので、市が説明する立場にはございませんが、大学設立基金の代表理事が運営されている小水力発電等からの自己資金と、企業等からの寄附により賄われる予定であり、寄附に賛同される企業等については、ある程度のめどが立っていると伺っております。

次に5点目のなぜ経済学部なのか、目標の大学はどこなのかについてお答えいたします。これも建学の根幹に関わる事項でございますので、市が説明する立場ではございません。なお、代表理事のご説明では、「自覚と調和が身に付いた人材の育成」が「建学の精神」であり、そのために、飛騨地域における課題認識を踏まえて、その解決策を地に足を着いたかたちで生み出す能力を育成したいと考えられている中で、地域で行われている活動をすべて包含し、地域固有の資本を扱うのに最も適しているのが経済学部であるとの考えを伺っております。

次の目標とする大学につきましては、全国のさまざまな大学の要素を参考にしつつも、目標とする全国のローカルリーダーを輩出するという点において、これまでにはない大学、経済学部を目指しておられると承知しております。

〔企画部長 岡部浩司 着席〕

○10番（野村勝憲）

それでは再質問させていただきます。5月28日に全員協議会がありましたね。そのとき市長は、たしか首都圏や都市部から地方への大学移転や分散が進んでいる現状だという発言をされましたが、その根拠ちょっと示していただけますか。

△市長（都竹淳也）

分散が進んでいる現状というかですね、政府において地方の分散を進められているということを申し上げました。

○10番（野村勝憲）

実は、5点目でも書いておりますように、伝統校というのはですね、現在人口減少、学生が少なくなってきている。それと一番問題はですね、今誰でも大学に入れるような環境になってきているという中で、アルバイト先なんです。アルバイト先がやっぱり中心街にあるということで、それぞれの大学はですね、例えば愛知県ですと、先ほど申し上げましたように、名古屋市内にキャンパスを設けようということが活発に進んでおります。そういうことからやっぱり中心街ということで市長のおっしゃっていることと

やや違いが出ております。

それとですね、2点目の高山市は準備委員会に参加しなかったことについては、私も水門議員の質問、それから西倉副市長の回答も全部読まさせていただきました。手元にもあります。やはり今私がこう言うてはあれですけども、高山市へ行って、たしか3回行きました。確認したところですね、やはり一番大きい。市長にお聞きしますけれども、高山短大について高山市は連携したことがないので、静観しているという発言をされております。それから実は、関与されているわけですよ。実は、ネット上でもある新聞の記事が出ておりました。平成27年に高山短大である事件が発覚し、その年度で国・県・市から約1億8,670万円もの補助金が出ております。また、私が確認したところ、現在も実は先週行ってきたんですけど、高山市から補助金が出てるんですね、市長が発言されたことと随分と違いますが、その点はいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

何をお尋ねになりたいのかちょっとよくわからないんですが、いずれにいたしまして高山市の話でございますので、ここで私が申し上げるのは適当ではないし、差し控えたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

高山市は既にこうやって議会で、飛騨市のように支援室が立ち上がる前に、ちゃんと議会で議論されているわけですよ。水門議員だけじゃないというお話も聞いております。ですから私は、そのへん懸念される所でございます。それで今、高山市に聞いた話ですけども、高山市が一番力を入れてらっしゃるのは、お手元にも資料にありますけれども、飛騨高山大学連携センターですね、これ全国の52の大学とですね、いろいろと連携し、共同で研究開発を取り組まれております。それともう一つ、やはり過去に先ほど述べましたように、昭和63年に大学を誘致した。それが国際工芸学園ですね、これが平成23年に廃校となったということで、やはり二の足を踏みたくないというのが感じられました。そういうことで大学立地に対しては、高山市さんは積極的ではないなというのがよくわかりました。したがって、先ほど言いましたように市長との発言とは違う。その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

繰り返し申し上げますが、高山市のお話でございますので、ここで私が述べるのは適当ではありませんし、飛騨市議会ですので、そうした場ではないと思っております。

○10番（野村勝憲）

忘れないでください、市長は、28日の全員協議会で述べているんですよ。ちゃんと

「高山市の市長は」と述べているんですよ。お金は出さないけど、静観するというかたち。静観の理由はこういうことじゃないかということで、そういったところをちゃんとリサーチされていますか。

△市長（都竹淳也）

全員協議会は非公式の場でさまざまな話をいたします。しかし、ここは今、本会議の場で、一般質問でございますので、私はここで高山市に関することを飛騨市長として述べることは適当ではないと考えておるところでございます。

○10番（野村勝憲）

やっぱり市民にやっぱり明らかにしなきゃいかんですよ。市民の方々が心配されていますよ、非常に。それではお聞きします。高山市で昨年議会でなったときは、文化と環境学科、この2学科なんですね。そして、2022年に開校すると、あのときは土地がなかったんですね、しかし、今度飛騨古川ではある程度土地のめどがついた。そこではですね、地域経済学科を2024年春に開校と発表されています。たった6カ月で、学科も変わり、開講する年は2年間変わる。本当にこういう大学立地できるのかなと私は心配ですが、市長はその点どう思われるのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それは民設民営の大学でありますので、大学の準備基金の中で決められていく話でありますし、私どもは飛騨市に立地されるということで、その受け入れを促進していくという立場でありますから中身についての議論をここで私から説明すること自体が適当ではないというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

私はあくまで市民に向かって矛盾点がないように、なるほどと市民もしっかりとバックアップしてくれるということをつくっていかなきゃいかんと思います。それではですね、市長は承知されていると思いますけれども、これ岐阜県立ですね。岐阜県可児市にあります農業大学校、募集定員は30名ですが、生徒募集に苦労されているということを直接お聞きしましたし、いろいろなところで。これは、各自治体にこちらですと農林部にあると思いますけれども、そういうことでいろんなかたちで募集されています。ところで、市長は県にみえたわけですから、大垣市に岐阜経済大学、要するに18歳人口は今の倍以上の236万人、すなわち1967年に設立されましたが、現在、岐阜経済大学という名称はなくなっております。そのことはご存じでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

岐阜共立大学という名前になっているというふうに承知をしております。

○10番（野村勝憲）

そのとおりです。実は、大垣女子短期大学と合併し、さらに昨年度からは介護学部を設置し、再スタートされています。岐阜経済大学設立には、地元の大垣共立さんが中心になって資金を集められて、そして理事長に当時の頭取が就任されています。現在は、大垣で大きな仕事をされています全国的な西濃運輸の社長さんが理事長されています。このように経済界からバックアップされてるわけですね。今度の飛騨高山大学では、高山市はもちろんですけど、飛騨地区からの経済界からのバックアップ体制はとられるんでしょうかね。私はやや疑問に思いますが、それを市長はどのように考えられますか。

△市長（都竹淳也）

再三申し上げますが、民設民営の民間法人のやられる事業について、ここで私が説明すると、どういう内容かという説明をする立場にはない。ここは一般質問ですので、市政について議論する場であって、民間の事業体の中身について議論すべき場ではないかというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

高山市はちゃんと答えていらっしゃるんですよ。市長じゃなくて西倉副市長です。それから企画部長、答えてらっしゃいます、ちゃんと。こういうふうに決まってからじゃなくて、その前の段階で。それでは聞きますけれど、私、今、多くの市民からですね、「飛騨古川で経済学部で大丈夫ですか」と聞きます。これ、ネット上でもいろいろ書かれているようですね。私ネットやらないんでわかりませんが、そういう情報が入ってきています。この際、市民からどういう大学がいいだろうというアンケートをとられたらいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

再三申し上げますが、それは直接その基金のほうにおっしゃればいい話であって、市に対して言うていただく内容ではないと思います。

○10番（野村勝憲）

それを話するのが市長です。市長しか向こうの井上代表理事とお会いされていないでしょう。市長が北陸電気の跡地を紹介したわけですから。そうしたら市長がちゃんといろいろ飛騨市はこうですよ、こういう意見がありますよという多分耳に入っていると思いますわ。そういうことで、もう一度返事をしてください。

△市長（都竹淳也）

議会にも説明があって、皆さんも直接お話を聞いていらっしゃるわけですね。名刺交換された方もありましょう。直接そのときに話された方もあると思います。なぜ直接おっしゃらないのか。やはり、ここは市政の場ですから他の民間法人の事業の中身について、私はご答弁する立場にはないし、しかも冒頭申し上げたように大学の自治教育基本法のことがありますから建学前であっても、そこは差し控えるべきものであるというふうに

思います。

○10番（野村勝憲）

都合の悪いときは答弁しない、避けるというのが都竹市政だなあと前々から思っていました。今、市民から「本当に経済学部でいいんですか」という声を私、多く聞いています。私は、そういう声に対して、私の考えを言います。薬科大学を私は立地すべきなのではないかということで、その話をするとほとんどの人は「そうですね、やっぱり薬科ですな」ということを聞かれます。その事実を紹介して、それでは次の大きく2点目について質問させていただきます。

2点目、飛騨市の生活経済対策について。新型コロナウイルスが直撃し、総務省発表の4月景気指数は、7.3ポイントの下落で過去最大となり、リーマンショックを上回る民間の信用調査会社によると、新型コロナウイルス関連の倒産は、アパレル大手のレナウンをはじめ、227件で、正社員約8,000人が職を失うなど雇用面への打撃は大きく、現在も倒産件数はどんどん増え続けております。4月に市内のある木工会社さんの社長に面談者した折、新型コロナウイルスの影響を受け、売り上げが減少するのは6月ごろからとの発言でした。また市民からは、これからの暮らしや経済に不安があるとの声を多く聞き、そこで新しい生活様式の中での飛騨市の生活経済対策3点を質問します。

まず1点目です。ひだ流葉スキー場とMプラザ等の新しい運営についてです。4月22日、5月28日の全員協議会で官設民営で運営され、緑風観光株式会社、本社・大阪市、資本金3,000万円、従業員150人がひだ流葉スキー場とMプラザほか指定管理施設から全面撤退と聞きました。コロナ影響の中、長年スキー客やスポーツ合宿など関西方面から誘客実績のある緑風観光さんの撤退は、地元はじめ民宿事業者15軒あるようですが、大きな痛手です。

そこで4点質問します。緑風観光株式会社との交渉は円満解決の方向ですか。3月6日の撤退申し出以降、7回協議されておりますが、いつごろ解決するのですか。

2つ目が新しい運営主体はどこですか。新しく地元運営会社設立準備は進んでいるとのことですが、具体的にはどのような会社ですか。

3つ目、年間の誘客支援体制についてです。関西でバス運行を中心に観光事業をされている会社の撤退だけに、コロナショックと合わせて大きな影響が出てくると予測されます。今後、市独自の関西を含め各地からのスキー客はじめ誘客に対する実行力のあるPR展開を具体的に示してください。

4つ目、今後のスケジュールと諸経費の市の負担についてです。指定管理施設として運営計画のスケジュールと流葉スキー場の準備費2,700万円の内訳及び緑風観光株式会社との間で検討されている不可抗力によって発生した費用は概算どのくらいですか。

2つ目が国や県の支援対象外の事業所に市から支援金をということで、都市部では数

店舗を持つ美容院がコロナ倒産しております。飛騨市内でも、直接お客さんとの肌に触れる床屋さんや美容院に行く回数が減り、売り上げが減少しております。観光客が来ない、旅行には行けないということでタクシーやバス事業者等には大きな影響が出ており、今回、国や県からの支援策の対象になっていない事業所で売り上げが減少したところに、一律で支援金を支給すべきだと考えますが、いかがですか。

最後に3つ目ですけれども、小・中学生の3密対策と熱中症対策についてお聞きします。6月5日から飛騨市の小・中学校で、全校生徒の一斉登校が再開されました。これから暑さが厳しくなり、新型コロナウイルスの感染を防ぐ新しい生活様式のもとで、マスクの着用を求められ、外出自粛による運動不足で体力が落ちている小・中学生には、熱中症のリスクが高まることが予想されます。こうした中で、小・中学生の登下校や学校内での3密対策と熱中症対策を示してください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それでは私からは、3番目の小・中学校の3密対策と熱中症対策についてお答えをいたします。学校の3密対策についてお答えします。登校時は児童生徒玄関での混雑緩和のため、登校到着時間に差をつけて、健康チェックシートの提出場所を分散化しています。教室内での机列は1～2メートルの間隔をとり、集会等の整列も同様に間隔を開けて並びます。手洗い場やトイレでは、学年別や時差利用などの工夫、足マークや呼びかけポスターの設置で子どもたちの意識を高めるなどの対応をしております。

なお、熱中症はこの時期、この地域においては、コロナ感染よりも危険性が増すため、対策が必要と学校医や飛騨市民病院の感染症制御に関する専門医である中林ドクターよりご助言をいただき、対応をしております。下校時は気温も高く、子どもたちの体力、気力面を考慮して、どの学校でも子どもたちが昇降口を出た時点で、教職員が「熱いのでマスクを外してもよいよ」という声かけを行っております。屋外で風が通ること、ある程度距離をとって歩けば、おしゃべりによる飛沫の可能性も低いことを教え、マスクは外してもよいという指導を先週初めからどの学校でも実践しています。

また、学校内では十分な水分補給を行うように指導しています。水分補給は校内の水道水を利用すること、各家庭より水筒を持参して子どもたちが適時水分補給できるようにしております。水筒持参は補給の際、水飲み場で密状態を防ぐ対策としても効果的です。さらに体育授業や今後実施される部活動での運動時のマスクの着用は、感染予防と同時に熱中症リスクを考慮した対策を行っていきます。スポーツ庁から運動時の距離を確保するなど対策を講じたうえで、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないとの連絡を受けましたので、各学校に徹底いたしております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

1つ目のひだ流葉スキー場及びその周辺施設に関するご質問について一括して答弁いたします。1点目の指定管理施設に関わる緑風観光株式会社との協議につきましては、既に6月30日を実行日とする指定取消通知書を発出し、緑風観光株式会社からの合意を得たうえで、現在、従業員の雇用計画施設内のリース物件の引き渡し等の引継ぎを進めるとともに、昨シーズンの暖冬や今般のコロナ対策の影響による減収分に対する補填額の積算を行っているところであり、順調に協議が進んでいるものと認識しております。

2点目の新しい運営主体に関するご質問ですが、現在市内において流葉スキー場の運営を担うことを目的とした新会社設立の動きがありますが、詳細についてははまだ関係の方々による協議が進められている最中であることに加え、新たな運営主体の選定はあくまでも公募による選定過程を踏まえる必要があることから、現時点において具体的な答えをすることは差し控えさせていただきたいと存じております。

3点目のご質問、年間の誘客支援体制ですが、私自身、昨年度も地元関係者の皆さまとともに関西圏への合宿誘致活動に参加してまいりました。これまでも地元の流葉観光開発協同組合や流葉スキースクールとの合同による旅行代理店への訪問や大阪商談会への参加を継続して行っているところであり、今後も相手先との良好な関係を維持しつつ、これら関係者と一丸となった積極的な取り組みを進めてまいります。

最後に4点目、今後の運営につきましては、ひだ流葉スキー場及びその周辺施設について一体的に指定管理者制度を適用することとして準備を進めており、その際の指定期間については、本年10月から令和6年3月までの3年6カ月としたいと考えております。今回補正予算案に計上いたしましたスキー場の再開準備費用、2,700万円の内訳につきましては、索道事業の再開に必要な基準に適合させるための索輪や折返滑車軸の交換、原動装置のグリスアップ、経年劣化した施設の改修やゲレンデ内の草刈り作業等、指定管理者の指定以前に必要な経費を計上したものでございます。

また現在、緑風観光株式会社との間で協議中である不可抗力による費用負担につきましては、相手側より平年ベースと比較し、約1,470万円の減収が生じたとする資料の提供を受けておりますが、その他相殺すべき費用等もあることから市が負担すべき合理的な金額につきましては、現在精査中でございます。

2つ目の国や県の支援対象外の事業所に市から支援金をというご質問でございます。籠山委員のご質問に対する市長の答弁でもありましたが、市といたしましては厳しい状況の中でも新たな業種、業態にチャレンジする事業者や感染防止を図りながら独自の販売促進策を講じるなど、がんばっている事業者を応援し、市内経済全体をまわすという基本スタンスで支援策を打ち出してまいりました。5月14日に緊急事態宣言及び特定

警戒都道府県からの解除に伴い、飲食店を中心に徐々に経済が動き始めてきました。しかし、依然としてバス・タクシーなど旅客運送業、宴会需要がメインの仕出し業、酒小売販売、観光客相手の宿泊施設と飲食店、スポーツ合宿を受け入れている数河・流葉地区の民宿などは、引き続き厳しい状況にあることを把握しております。このような経済が動いていない事業者や業界に対しては、次なる対策を講じる必要があると考えており、例えば、バス費用負担に対する新たな補助制度や地元・観光客、両方に向けたタクシー利用促進策、仕出し業、酒小売業等に向けては、公民館などで行う宴会の促進を図るための対策などの検討を始めております。

このように時々刻々変化する状況を常時把握しつつ、新たな需要喚起策を迅速に講じてまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○10番（野村勝憲）

教育長にちょっとお尋ねしますが、たしか新型コロナ感染により長い間休校していましたね、小・中学生含めて。全国的に小・中学生の不登校が今増えているというふうにテレビ報道されていたんです、最近ね。現在、飛騨市内の小・中学校で不登校になっている生徒さんはいらっしゃいますか。いらっしゃったら何名ぐらいですか。

□教育長（沖畑康子）

そのテレビ放映、私存じておりませんが、不登校が増えているか、不登校かどうかということにつきましては、今後継続的に見ていかなければわからない面が多々ございます。と申しますのは、国のほうで不登校としてカウントしている生徒につきましては、30日以上の不登校傾向その休業があった場合ということになっております。したがって、まだ始まったばかりでございまして、状況的にはわからないわけですが、昨年度と比較しまして、昨年度休んでいた子どもたちが現在出てきている場合もございまして、また、昨年は学校に来ていたのに、今ちょっと来れない傾向があるという場合もございまして、ですから今の状況を大変注視して、一人一人に寄り添った対応を行っているところでございます。

○10番（野村勝憲）

わかりました。それでは、都竹市長にお伺いしますが、3月6日から緑風観光株式会社さんから全面撤退の話がありました。それで、3カ月以上経っているんですけども、3月6日以降、当然都竹市長は緑風観光株式会社の社長さんにお会いされたと思いますが、何回ぐらいお会いされたんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私自身はお会いしておりません。3月の下旬に観光課長と商工観光部長が会っておりますが、ちょうど議会中ということもございましたので、日程があいませんでした。そ

の後は中身が入り込んできておりますので、すべて書面でやりとりをするということで、逆に直接接触をせずに、コロナで出張等ができないということでございましたので、書面でのやりとりで文書をもって回答をそれぞれに行うという方針でやっています。

○10番（野村勝憲）

緑風観光株式会社さんとはですね、長い付き合いをされているわけですね。たしか合併する前、神岡町の時代から官設民営でやられてきて、それで実績を上げられたということいろいろ聞いておりますので、ぜひ何とか円満な解決にもっていただいて、これから地元の15ある民宿の方々に今まで以上に営業ができるようにバックアップ体制をしていただきたいと思います。これはお願いしておきますので、以上で、私の質問を終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、10番、野村議員の一般質問を終わります。

高原議員。

○12番（高原邦子）

私たち議員はいろんな二元代表制のもとで、こうやって議論させてもらっているんです。私、今回この質問を許可したのも議長だと思うんですが、途中で解せないのが何も言われなかったんで、今終わりますということだったので発言させてもらいます。「都竹市長は、都合が悪いことには答弁しない」というそういう発言がありました。都合の悪いことって何のなのかということが私にはわかりません。議長、そのへんのことをわかっているから何も言わずに進められたと思うんですが、どうでしょうか。それで、何が言いたいかという、私は市長をよいしょするつもりも何もありませんけれど、そういったことをどう捉えられているのか。これ、やはり議事録を精査する必要があるのではないかと思うんですが、ほかの議員さんは賛成していただけないですか。

◎議長（葛谷寛徳）

高原議員、今、誰に質問されているんですか。

○12番（高原邦子）

議長です。

◎議長（葛谷寛徳）

私は、市長が民間と民間とやりとりの中では、市が権限がないので、質問には答弁できないというふうに解釈しております。以上でございます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで休憩といたします。再開を午後2時10分といたします。

(休憩 午後 2 時 0 1 分 再開 午後 2 時 1 0 分)

◆再開

◎議長 (葛谷寛徳)

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

3 番、谷口議員。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔3 番 谷口敬信 登壇〕

○3 番 (谷口敬信)

それでは、議長のお許しがいただけましたので、一般質問に入らせていただきますが、その前に少しだけ、一般質問の経緯についてお話しさせていただきます。最近は、災害、とくに洪水災害及び土砂災害が全国において数多く発生しております、我が飛騨市も例外ではなくなりました。梅雨の季節、台風シーズンを前に先月、5月27日、古川町内の一級河川の宮川及び支流の合同巡視がありまして、古川土木事務所、飛騨市消防本部の各職員様及び隣接の各区長様に同行してまいりました。その中で各区長様からの意見・要望があり河川の安全性について意見交換がされておりました。ここ数年、高山市から飛騨市にかけて、一級河川宮川の河道掘削工事や堤防整備工事が図られ、洪水防止・災害防止のインフラ整備が進められております。つきまして今回は、土砂災害特別警戒区域図、ハザードマップのレッドゾーンについてお伺いしたいと思います。

土砂災害防止法第7条、警戒避難体制の整備化等に基づき作成されました土石流、急傾斜地の土砂災害特別区域の区域図でございます。平成30年に更新されております。それにより飛騨市内の公共施設、民家等が存在する箇所を現住所である3区域に分け、古川町は私、谷口が、神岡町は上ヶ吹議員、宮川町・河合町は水上議員の3名で別紙のとおり調査をいたしました。町内分けですとあるわけでございますが、その結果、古川町は16カ所、神岡町は29カ所、宮川町は6カ所、河合町は8カ所、飛騨市全体で計69カ所を確認いたしました。あまりの多さに驚き、その結果に基づいて、次のようにお尋ねいたします。

1 番は、ハザードマップのマップ1とマップ2を見てください。古川町杉崎区の岡前の岡前谷、これはマップ1です。袈裟丸区の本道洞及び水上洞、マップ2です。これには、砂防堰堤が完成しているにもかかわらず、流域がいまだにレッドゾーンになっておりますが、その理由及び対策等についてお考えを聞かせてください。

2 番目、今年度古川町上野区の芦ヶ洞、マップ3において、砂防堰堤の工事が着手されております。レッドゾーンからイエローゾーンへの解消に向けての砂防堰堤の築堤等のインフラ整備には、優先順位があるのですか。考えられることは、公共施設として、古川土木事務所、国道41号線、県道谷高山線の存在が考えられますが、いかがでしょうか。

また、今後、別の地域での整備の計画はあるのでしょうか。お尋ねいたします。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは、砂防堰堤の完成後のレッドゾーンについてということで、答弁させていただきます。

土砂災害ハザードマップの土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンは、土砂災害の恐れがある区域、土砂災害警戒区域、イエローゾーンのうち、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある地域であり、その原因となるのは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの3種類があります。

議員から示された砂防堰堤については、古川土木事務所に確認したところ、古川町杉崎区の岡前谷については、平成20年度から砂防事業を始め、今年度事業完了を目指し事業を進めており、事業完了後は土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの見直しを行い、解除となると聞いております。古川町袈裟丸区の本道洞については、平成20年度から平成25年度にかけて事業が行われ、土石流によるレッドゾーンは解除され、当溪流周辺には土石流によるレッドゾーンはなく、急傾斜地によるレッドゾーンの指定があります。古川町袈裟丸区の水上洞においては、現在のところ砂防堰堤はなく、現在事業中であるほかの溪流の早期完成を目指して事業推進を進めるため、早期の事業化は困難な状況である聞いております。

また、市の土砂災害ハザードマップへの反映時期については、県の調査が1巡目は平成15年度から調査が開始され、その結果は平成18年度から平成26年度にかけて告示されております。現在は、調査2巡目に入り、平成27年度から調査を開始し、令和2年度までに調査が完了し、今後指定に向けた手続きを行う予定で、飛騨市については2巡目の調査結果について指定はされておられません。このため、市では、指定がなされてからハザードマップの修正に入ることとしております。

土砂災害防止法は、土砂災害に関する情報を住民の皆様に提供するため、土砂災害が発生するおそれがある場所と規模及び警戒避難体制をお知らせすることを目的としています。砂防堰堤構築等のハード対策により、絶対的な安全は確保できるものではなく、常に危険と向かい合わせにある状況を認識してもらい、地域住民の方にはソフト対策、すなわち、早期の避難行動による安全確保をお願いするものであります。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

2点目の砂防堰堤設置等のインフラ整備についてお答えいたします。

現在、市内には土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは、土石流、急傾斜合わせて682カ所、うち土石流に関する区域は390カ所が指定されております。

これまでに市内では、平成11年に数多くの溪流が崩壊し、大きな被害を受けましたが、岐阜県によって市内各地で砂防事業などに取り組んでいただき、大きな効果を発揮しております。平成30年7月豪雨においても、対策済みの溪流では被害がありませんでした。これらの事業施行については、現在、古川土木事務所で6カ所、直轄砂防事業では神通川水系砂防事務所で2地区を施工いただいております。

県では砂防に関する施策として、八山系砂防総合整備計画により、土砂災害から身の安全を確保するため、「安全な避難所・避難路の確保」、「避難所の機能の強化」、「要配慮者（自力で避難できない人）への対策」を柱に進めておられます。

古川町上野地区の芦ヶ洞につきましては、防災拠点でもある古川土木事務所があり、県道谷高山線などもあることから優先して整備が進められています。そのほかに現在行われている砂防事業箇所についても、避難所や要配慮者利用施設、国道や鉄道といった公共施設などがある箇所が優先的に進められていると伺っております。

これまでに市内では、事業の完成により土石流、急傾斜あわせて6カ所のレッドゾーンが解除されています。

しかし、議員ご指摘のとおり、市内に砂防施設の整備されていない危険な箇所が、まだまだ多くありますので、施工中の箇所での早期完成と新たな整備事業の推進について、国、県に対して積極的に要望活動を行ってまいります。

○3番（谷口敬信）

明快なお答え本当にありがとうございました。何も言うことはありません。ですが、実際にあった話、私の家の七郎谷が平成16年に災害が起こりまして、家のほうも被災して床上浸水、ちょっと外堀が土と石で埋まっちゃったという経験がありまして、その後どうしても長期に雨が降りますと、石とかそういったものがごろごろと流れてきて、母親が寝れないというようなことでちょっと一時的にノイローゼになったことがあるのですが、その後砂防堰堤ができて、そういったものが、水は多少増えてきますけれども、そういった石とかが流れてこなくなって、安心して住めるようになった事実がございますので、今後ともとくに人家のあるところの防災について積極的にお話を進めていただけたらありがたいと思います。

最後に土砂災害ハザードマップの危険箇所にお住まいの市民の皆さまに再認識と避難の方法等をよく確認していただき、この場を通じてお伝えできれば幸いです。ありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここでコロナ対策のため暫時休憩といたします。再開を2時30分といたします。

（ 休憩 午後2時23分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、失礼します。大きく2点について質問をさせていただきます。

最初に打保防災庫の機能充実についてということでお聞きをいたします。宮川町にあります打保防災庫は、これまでに災害発生時あるいは災害が発生しそうなとき、そういったときに坂下地区の市役所機能、それから消防団の指令基地、地域住民への情報伝達の拠点というようなことで重要な役割を果たしてきた施設であります。過去にも平成10年、平成11年、平成16年豪雨災害で同地区が孤立あるいは孤立しそうになったときに、地域住民の皆さんの抛りどころとして必要とされてきた施設であります。なお、当時災害復旧に時間がかかってしまったり、そのことで孤立が長期に渡ったうえに情報の不足というようなことが地域住民の皆さんにとって大きな不安につながったというようなことも記憶しておるところであります。この後も梅雨前線あるいは台風そういったものによる豪雨あるいは豪雪、そうしたたびに地域の防災拠点としてこの施設は必要な施設だというふうに考えております。しかしながら、この施設の現状を申し上げますと、適切な情報通信設備がございません。そのために災害時あるいは災害が起きそうなときに参集をいたします市の職員あるいは消防団員の皆さんが個人の携帯での情報収集や情報伝達というようなことを行っております。それよりすべがないというようなことでございます。情報管理ができない状況にあるのではないかなというふうに考えております。最近、テレビの情報も早くなりました。そこから得られる情報やあるいはネットでの状況確認、状況把握、それからオンライン会議など災害に対応するために重要な要素となっているのではないかなというふうに考えています。

そこで、情報通信等機器の整備についてということでお伺いいたします。道路整備が

進み、交通状況、これはよくなったというふうに思っておりますけれども、とはいえ依然として孤立するような可能性は残っているわけです。市では、旧打保ストアを災害備蓄倉庫として改修して、いざというときに備えていただくということになっております。打保防災庫の役割も同時に高まっているのではないかとこのように考えますが、この際、ケーブルテレビをはじめとする情報設備を整備することができないのかお伺いをいたします。

また市内にはこうした孤立をする恐れのある集落あるいは地域というのがほかにもあるのではないかとこのように思いますけれども、同様な設備、整備が必要なのではないかとこのように考えます。あわせてお伺いをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

打保防災庫の機能拡充についてということで、情報通信機器の整備についてお答えいたします。打保防災庫は、市が防災体制をとったときに坂下地区で職員を配置する施設となっております。現在、インターネット設備、テレビ回線及び市の業務用回線はひかれておらず、配置された職員も情報の入手及び地域への発信ができない状況でした。このような状況に鑑み、現在、宮川振興事務所において、テレビ回線を打保防災庫まで延長するとともに、情報端末を設置し、情報の入手、地域への提供、市対策本部等への連絡できるように準備中であり、年度内の整備を目指しております。

また、市内には災害に際し孤立する可能性のある地区は、全部で47カ所あります。この条件は、地区または集落のすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所隣接している場所となります。

各地域の一時避難場所となる公民館等においては、情報収集の中心としてテレビ等が置かれていましたが、各地区におけるケーブルテレビの維持経費及びNHK受信料等の経費削減のため、テレビを取り除く状況が続いております。テレビ等の設置については、各地区で話し合っただけで設置していただけたらと思います。

この他の情報端末についても、ほぼ1人1台のスマートフォンを持っている状況や各携帯電話会社の通話範囲を鑑み、基本的に連絡がつかない孤立地域はないと認識しております。このほか、市内の各区には、防災備蓄品として、アルファ化米、備蓄用毛布、水、救難具等を事前に配布し、数日間は独立して過ごせる体制を保持しています。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○2番（水上雅廣）

地域の消防団員の皆さんも今の答弁を聞かれば大変喜んでいただいているかなというふうに思います。聞き漏らしたのかな。1点、テレビについては経費削減の折という話でしたけれど、打保防災庫については、その情報端末の中にはそういった施設が入っているの

かないのかだけ確認させてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在のところその中にもテレビが入っているというふう聞いております。

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。年度内ということでもございましたけれども、既に先般も警報が出た折に、多少はらはらいたしましたし、こんなことが頻繁になってきているんじゃないかなというふうに思うわけです。したがって、予算の関係とかいろいろあることは承知をしておりますけれども、できるだけ早くこうした対策をとっていただくようお願いをしたいと思います。これは、総務部長はいかがですか。

□危機管理監（坂田治民）

9月補正にあげるということで聞いております。

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。いろんな予算の精査も必要だと思いますからそういうことで承知をさせていただいて、ぜひ早目に整備をお願いしたいと思います。ちょっと早いですけれど、次の質問に入ります。

次にですね、飛騨市のケーブルテレビの整備についてお聞きをいたします。市は平成30年3月に、飛騨市防災無線情報インフラ整備基本方針を策定されまして、今後の方向性を定められております。その中で、ケーブルテレビインターネットについて、当面の間というのはセンター機器の更新を目安とされる5年間程度ということでありまして、その間は現状の伝送路、センター設備等の施設を維持、利用し、再整備については、民間通信事業者、NTT西日本や飛騨高山ケーブルネットワークのようなところではありますけれども、こうしたところにエリア拡張を働きかけるなど民間による整備促進を図ること、再整備後の施設は、民間通信事業者の自営設備とすることを基本に、再整備以降の市の支出が生じない手法を検討し、現行のサービス水準を維持し、市民が安心して利用できるよう検討しますということで、5年間のロードマップの中では、本年度までに民間による整備を働きかけ、翌年度から整備を推進するというふうになっているというふうに承知をしております。こうした中で、今なお市民の皆さんからインターネットの通信速度の改善を望む声をお聞きしております。また今後、移住の促進、それからテレワークによる働き方改革、学校教育でのオンライン学習、家庭学習、それからオンライン診療といったようなさまざまな分野での光インターネットの環境が必要に迫られているのではないかとこのように考えます。先ほど、住田議員が白川学園に触れられましたけれども、白川村については全域で、たしか高山ケーブルネットワーク、ここが光ケーブルの整備をされているのではないかとこのように承知をしておりますけれども、施設の管理についても現状は本当に職員がいろいろと苦勞されておるわけで

すけれども、職員の負担を減らし、効率的な維持管理を目指すべきではないかというふうに考えます。そこで、1点だけですけれども、基本方針策定後の再整備に向けた取り組みの状況についてお伺いいたします。民間による再整備に向けてどのような検討、協議がされているのかをお伺いいたします。また資金繰りや未整備地区への考え方についても含めてお伺いをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

飛騨市ケーブルテレビ整備について、基本方針策定後の再整備に向けた取り組み状況についてお答えします。

市では、平成30年3月に「飛騨市防災無線・情報インフラ整備基本構想」を作成しており、その中でケーブルテレビの基本方針の一つとして議員ご指摘のとおり「民間による整備推進」をあげております。この方針にしたがいまして、民間事業者へのヒアリング等を実施し、民間への事業譲渡も視野に入れて検討を行ってきたところです。

これは、ケーブルテレビの再整備を行う際に活用できる補助金がなく、民間への事業譲渡が市の負担軽減に有効な手段と考えたことによるもので、市直営の再整備を行った場合、概算事業費が約15億円程度と見込まれることから、市の負担はこの額を上回らない範囲とし、ケーブルテレビ事業を継承いただける事業者を公募する方針で準備を行ってまいりました。

ところが、今般、総務省では高度無線環境整備推進事業の拡充を計画され、新たな補助制度を創設される方針が示され、6月12日に成立した国の令和2年度第2次補正予算に盛り込まれたところです。これは、新型コロナウイルス感染拡大予防の一環として、学校における遠隔授業や、企業におけるテレワークやリモートワークが導入され、各家庭における高速ネットワーク環境の充実が改めて注目されたことを受けたもので、現在この補助金の活用についての意向調査が来ております。

市としては、ケーブルテレビ網整備にこの補助金が活用できれば、市の負担軽減に大きく役立つことから、ひとまず希望ありの意向を報告する方針であり、今後補助金の詳細が明らかになった時点で、活用の可否を検討したいと考えております。

なお、再整備に向けた財源として「有線テレビ放送施設基金」、約4億7,000万円を積み立てており、これを財源として活用することが可能です。

また、高速インターネットの未整備地区につきましては、民間参入やモバイルルーターの活用などを視野に入れた検討を行いたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○2番（水上雅廣）

コロナの関係で総務省のほうからそうした関係の補助事業が新たにつくられてとい

うことでありますけれども、1つお伺いしますけれども、これはあくまでもCATV、今と同じようなものでネットだけではなくて、テレビの関係そういったものも全部含めて光回線で整備するということでのお考えだということによろしいですね。確認をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の総務省の補助事業につきましては、光ファイバーの未整備のところを2分の1の補助で補助金を出すというようなことで、当初予算の10倍ほどの予算をつけたということでございまして、それを検討していきたいということでございます。

○2番（水上雅廣）

わかりました。これ、ぜひですね、早くやっていただきたいんです。中の声ですよ。一部の方ではありますけれども、ネット環境が先ほど言いました速度の関係とかいろんなことで都市部にこのまま帰って来ないで住み続けたいとか外へ働きに行きたいとかそんな声も多少耳にするんですね。それはちょっと寂しいなど。私はずっと思うんですけど、3月にもありましたけど、道路の関係道路インフラ、それから情報インフラ、これだけはどうしてもやはりこうした小さな地域で過疎を抱える地域にとっては是々非々で向かっていっていただく必要があるというふう思うんです。

そうした意味で、今回、このようなことを今、総務部長から答弁いただきましたので、非常に心強く思いますし、本当に整備に向けてやっていただけるという気持ちを改めて感じました。その中で、やはりこうした補助金ですね、獲得に向けては、職員の皆さんの本当がんばりというのがまた重要になると思うんです。やはり市長はいろんなところに行きまわって行っておられますけれども、それを支えてやっばつくり上げてくるっていうのは職員だろうと思いますので、今のコロナの関係で本当に大変な思いをされていることは承知しておりますけれども、ぜひその事業、ひとつの大きな事業を成し遂げるためにいろんな資金繰りも考えて、働く姿、そういったものは市民の皆さんもしっかり見て応援していただけたらと思いますので、この件についてはそういうことでぜひがんばっていただきたいということをお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 午後 2 時 4 7 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 葛谷寛徳

飛騨市議会議員 (7 番) 住田清美

飛騨市議会議員 (8 番) 徳島純次